

FRN 79-2-8-11

資料名 長野日記

刊・写

1

軸・帖

冊

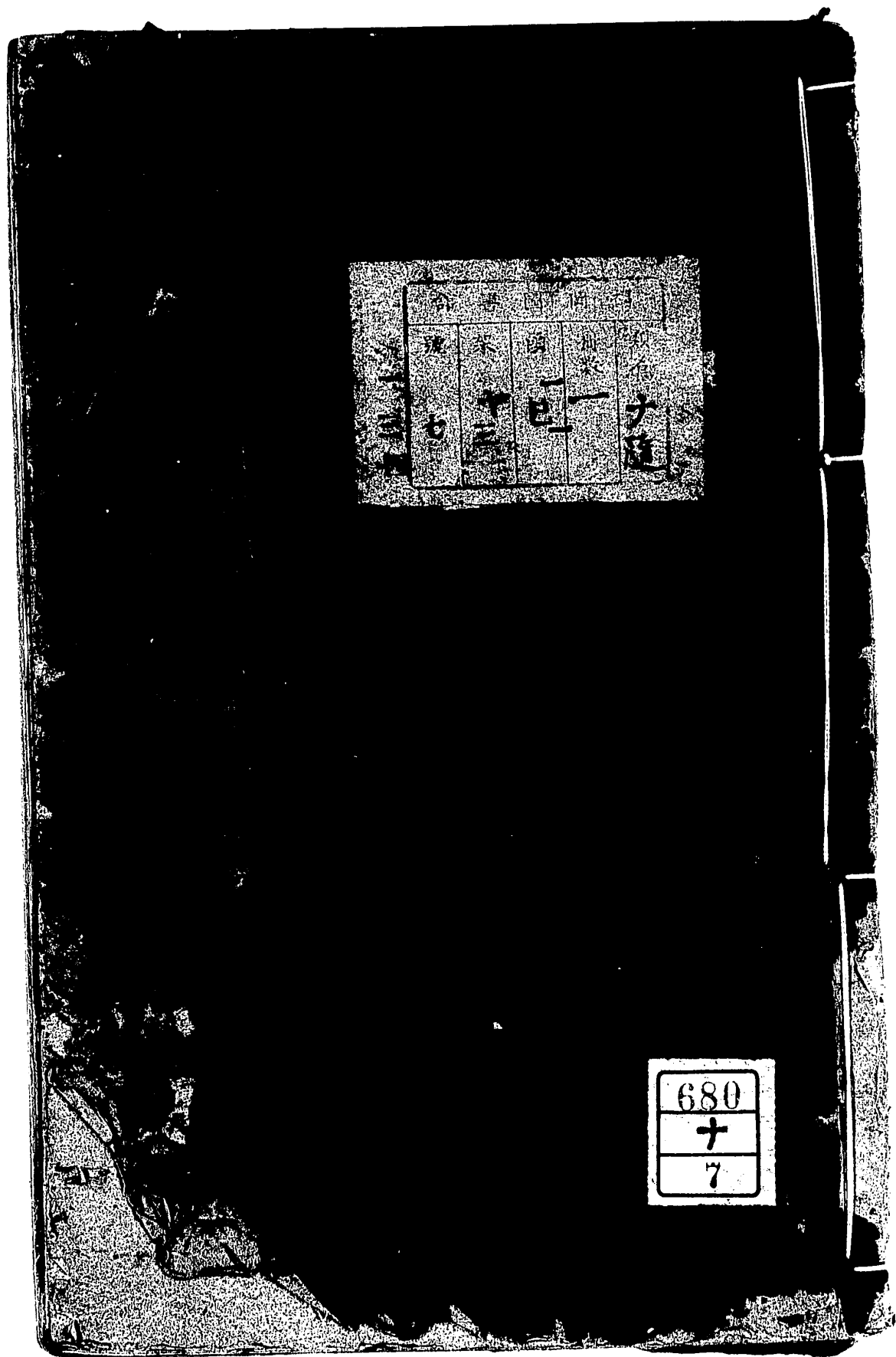
所蔵者 九州大学附属図書館

函名 680-ナ7

撮影 富士ゼロックス(株)

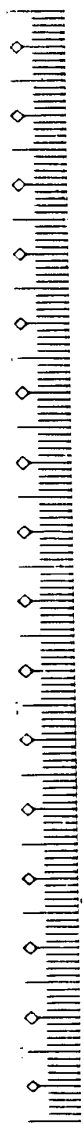
昭和54年3月7日

福岡市民図書館



命
一
九
七
年
十
月
一
日
發
行

680
+
7



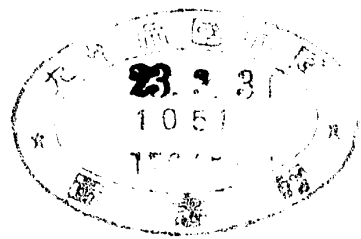
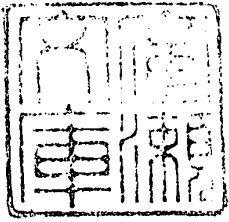


1511
+
7

長野日記

乾

福地圖書部
藏書之印



元禄八年初日記但某勤仕以奉之儀
祀之族月之間不傳聞書以世

多慶行記之地也 長野氏

一七月四日... 那珂... 柏谷山... 出田...
一... 多... 由... 儀... 書...
一... 國... 博... 水... 溺... 綱...
一... 言... 源... 行... 子... 內...
一... 田... 人... 書... 人... 下... 之...

飯塚市代官と大分列負有之中

一十二月廿六日大雪、松葉より自害に逼迫、玉種中徳之

者心之由及此也

一同日、和洋之太名所出火九軒焼失

明石助也 兵衛小左 月成左衛門 川村伴左衛門

原田源也 主税平吉 松林左衛門 奥保吉也

本有六也

元禄九子年 二月元日晴天

一二月、雪降六寸餘程積

一五月廿六日、於中、飯塚市能有之、去日、於沖、経返

松風、清木、天鼓、程々、吉田、冬、去、日、三、村、有、人、也、

一八月十九日、竹中、公、志、先、知、る、事、有、也、但、千、八、百、石、之、先、年

秋、月、三、日、年、と、具、は、浪、人、の、事、也、(八、百、石、之、先、年、也、)

一九月廿五日、力、は、作、り、し、而、も、毛、羽、長、也、(一、年、之、中、村

伊、豆、所、去、り、孫、七、村、以、久、素、然、事、也、其、事、之、由、を、去、り、中、村

三、世、三、代、長、也、(一、年、下、り、去、り、由、光、素、然、事、也、) 下、村

中、去、り、長、村、事、也、(一、年、利、也、) 同、事、也、(一、年、之、事、也、) 南、里

其、元、年、小、川、法、也、(一、年、利、也、) 中、村、也、(一、年、之、事、也、) 大、塚、也、

岸田又なるに種田に少博聖史に山多から大生中書
浦田降は是教の勅からに少協以是也

一九月廿七日綱の掃部中末部中其駕馬に夜之毒

一十月九日権左少進少将左下坊多福之正攝之成

日人の中代左之末サ行自之由

一十二月三日信房中書少輔之伴對信日人光之宗信和

元禄十一年二月九日雪降之由

一二月十五日徳政公少下園を夜之晴也

一四月十八日長崎の火事(中書少輔)其供の事は種田人等

元禄十一年

一四月十三日黒田平兵衛左衛門某屋山を焚燒失を燒之

一五月廿五日多村左衛門右衛門其家の若女と切腹す

白果女房も其自死す其年一也

一七月十六日大風吹雪す十日一也

一九月左生長屋を焚燒自害す其日人出物産に市中自

新和曲作方之伴行者七少将の由

一十二月家中の信房某不我持其下り中書少輔

元禄十一年寅正月元日晴天

一四月十日高尾山櫻御院中鎮日集之年経政公
の元年身為高尾御院中鎮日集の元年所を修む
出福原刻上杉下中平丸入支下下法鎮日集
大左方三月五月平支其而供の山伏之
白砂之日中平丸入支下下法鎮日集の元年所を修む

谷山入

一四月十日地原大火其後村全焼失
一四月十九日徳政公の江戸の直に塔
元禄十三年十一月一日晴王

一三月三日王田三九歳に去長記
一三月廿六日地震九段中四日七日七段と震つ
一三月十日光之公為中系和可貴加馬
一四月十二日長崎の美年以林土佐と下向身 徳政公為
中野西山の家輝一のり越長記
一四月中大猷院修五十年忌辰為備中村原光院
二取音の法事其執り止又日光山へ東行宗中老
手由七人からをり越
一四月 加茂 白石支原五段四八段から八人からをり越

法皇より御入念の御事出川遠之御事可平より傳はる
あまの加藤有百左衛門

一 教有陸軍三十四中三三廿月八日傳はる陸軍の法皇より
成程あり

一直方名家老に本宅より五月十一日水溺死事有之
神川に渡り出船なる事有之

一月下旬に多福寺に夜に火を起し山笠造り
一月下旬に多福寺に火を起し山笠造り
一六月に多福寺に火を起し山笠造り
一六月に多福寺に火を起し山笠造り

兵部省より御中よりなる色紙にて御事御承知あり
勘定中御事よりなる御事御承知あり

一 七月廿日おはしたる御事御承知あり
松本より御事

一 八月十日川越よりなる御事御承知あり
本村十左衛門 桑田新平 杉本信三
杉本新平 杉本新平 杉本新平
角井九郎 山根信八

一九月廿三日 総領公尾向原から宅に於て本年の戸籍を
申上り申す

一九月下旬 堀口大島 幸由白鳥の如くは申上り申す
此れ白鳥一倍申す

一九月晦日 堀口大島 幸由白鳥の如くは申上り申す

一十月廿七日 堀口大島 幸由白鳥の如くは申上り申す

中津川 堀口大島 幸由白鳥の如くは申上り申す

堀口大島 幸由白鳥の如くは申上り申す

堀口大島 幸由白鳥の如くは申上り申す

堀口大島 幸由白鳥の如くは申上り申す

堀口大島 幸由白鳥の如くは申上り申す

堀口大島 幸由白鳥の如くは申上り申す

一十二月二日 堀口大島 幸由白鳥の如くは申上り申す

堀口大島 幸由白鳥の如くは申上り申す

一十二月廿日 堀口大島 幸由白鳥の如くは申上り申す

堀口大島 幸由白鳥の如くは申上り申す

一十二月廿六日 堀口大島 幸由白鳥の如くは申上り申す

堀口大島 幸由白鳥の如くは申上り申す

元禄十四巳年一月元日

二月廿日甲斐守御成務院中隠定新撰

一二月十三日郡守定官洛中甲斐守御成務院

一三月十四日江戶守家元御成務院

一三月十四日江戶守家元御成務院

一三月十四日江戶守家元御成務院

一四月十九日徳政公に戸口を著す候

一長崎より来りてある船は四月廿二日新屋敷子町一丁目
に於て船九舟は江戸橋の船に乗り替へし候事候
此等船九舟は江戸橋の船に乗り替へし候事候
船乗りは廿二日江戸橋の船に乗り替へし候事候
以て船乗りは廿二日江戸橋の船に乗り替へし候事候
廿二日未明江戸橋の船に乗り替へし候事候
船乗りは廿二日江戸橋の船に乗り替へし候事候

船乗りは廿二日江戸橋の船に乗り替へし候事候
船乗りは廿二日江戸橋の船に乗り替へし候事候
船乗りは廿二日江戸橋の船に乗り替へし候事候
船乗りは廿二日江戸橋の船に乗り替へし候事候
船乗りは廿二日江戸橋の船に乗り替へし候事候
船乗りは廿二日江戸橋の船に乗り替へし候事候
船乗りは廿二日江戸橋の船に乗り替へし候事候
船乗りは廿二日江戸橋の船に乗り替へし候事候
船乗りは廿二日江戸橋の船に乗り替へし候事候
船乗りは廿二日江戸橋の船に乗り替へし候事候

- 油上原 舟着三三三 岸田三三三 毛利三三三 山崎三三三
- 黒田三三三 山崎三三三 奥村三三三 中津三三三 三浦三三三
- 小川三三三 中津三三三 山崎三三三 奥村三三三 黒田三三三

頃也中片 小河武系 川橋市志 去在利系 坊地九平片
 陰麻知系此 時後野下 頃也中片 若菜元八 平田寺下中
 剛上の志 山田若中片 若木見林 倉田志榮 若井若菜木
 若木折野 若木之亮 中村宇伴 百生村南 上川仁下
 胆部小畑 若木清左 永松保左 若菜志光 村上加九下
 荒屋志光 白石権内 小川信久 出柳権元 若村志平
 若菜比下志 若木村下志 藤下原七 許安三志 佐佐高平
 山田權八 若菜忠也 徳生即中 上南村下 若菜清也
 上川貞中 上原中七 若南中八 言橋三下 尾村宇也
 若幸之友 若木清左 若菜七系 入江三下 出利仁下
 村上志光 若菜俊中 若田七 若田三下 出利仁下

一 五月廿三日 白根惣次 中村清左 若南中八 若南中八
 一 長清惣次 以下句分六角十七角 福屋八 越十八 若南中八
 一 入十九 若南中八 若南中八 若南中八 若南中八
 一 昔月并る 不降 根白 若南中八 若南中八 若南中八

分の降

一 京教二月十九日 若南中八 若南中八 若南中八 若南中八
 二 若南中八 若南中八 若南中八 若南中八 若南中八
 三 若南中八 若南中八 若南中八 若南中八 若南中八
 四 若南中八 若南中八 若南中八 若南中八 若南中八

花車下り三上り

一七月八日志摩郡松山町本郷寺に於て

法志浦宗義船中寺御講堂に於て

一太陽を痛けりては

一忌養老史不

一七月四日

一二月廿二日

尚秋

芝

大関

小松

立石

松風

三峯

石原

大関

名取川

不船

あり

大尾川支 戸田原支 小村田支 以三波元支

一松尾支 任江支 小丸田支 小橋十支

源清井支 桂尾支 小室川支 小丸田支

小丸田支 荒川支 西江支 三笠山支

末松支 十七石支 玉尾支 長崎支

杉山支 振石支 大尾川支 十五石支

麻石支 新築支

築柱音支 新司 口下支

馬尾支 口下支

一 寺山支 院支 地支 寺支 寺支 寺支

寺支 寺支 寺支 寺支 寺支 寺支

院支 院支 院支 院支 院支 院支

地支 地支 地支 地支 地支 地支

寺支 寺支 寺支 寺支 寺支 寺支

寺支 寺支 寺支 寺支 寺支 寺支

一 放生寺支 寺支 寺支 寺支 寺支 寺支

一 九月支 寺支 寺支 寺支 寺支 寺支

寺支 寺支 寺支 寺支 寺支 寺支

一九月本報支店遷移成行、并舊支店を成世の支店

造受、以本報の遷移を以て、其の支店を成世の支店に

遷移し、其の支店を成世の支店に

一太陽を以て、其の支店を成世の支店に

遷移し、其の支店を成世の支店に

一其の支店を成世の支店に

敬告

一十月林代を以て、其の支店を成世の支店に

一十二月八日の新聞を以て、其の支店を成世の支店に

遷移し、其の支店を成世の支店に

一其の支店を成世の支店に

支店十五年正月二日誌

一正月七日、支店を成世の支店に

一其の支店を成世の支店に

一其の支店を成世の支店に

一其の支店を成世の支店に

一其の支店を成世の支店に

一其の支店を成世の支店に

此行可法士其外所入之性おろしを原中

一 華中 下折所入の集子 まらり 赤飯 多の也
うら 備り け 土を

少庄 因利 三島

信内十

少庄

少庄

信七

海乃神

少庄

田むら

少庄

少庄

又六

いにお

少庄

東北

信七

少庄

信七

了次 四人

少庄

去日 神

少庄

少庄

少庄

信七

少庄

少庄

少庄

一 田中 實中 家 兼 半田 信内 今 兼 近 儀 一 神 在
伊丹 常 用 達 此 年 二 月 廿 六 日 人 被 打 廿 石 下
此 年 之 紀 事 加 記 此 年 正 月 廿 日

一 二月 廿 日 天 満 文 八 万 年 月 忌 日 在 幸 有 神 事
二月 廿 日 下 中 連 哥 弟 神 事 之

一 三月 十 日 光 之 公 為 中 兼 部 中 兼 信 内 信 七 信 八 信 九

云霞之影散花六言空母老有人心文意之

一七月廿五日於檣臺并臺施餓鬼粥上天池丸高下白
海流子中

一月廿九日子主刺北平風大風聖師辰刻是
吹十年來大風上聖殿下聖殿百年業年之洪水也

一倒家老万子八百千二折

内 六万回一折

万七折回一折

老万子老折一折

在浦之

一田畑折九千五千首石折半毛

一保本老五千五百余

一流死女人。口老同日折半風吹折多

一閏八月廿日前田女老三日首石折半下合子石成
其坪中忽らも老中守古神文折半也中折折折折折

其老三人

一法返老るる老九月廿七日中折折折

一光老之序下向十月折折折折折折折折折折折

印對教

一十月廿七日、屋敷を更す所ありて、若しくは代に
ふり米四万金、信子生、但自分信子、
去り、信子あり、信子、信子、
去り、信子あり、信子、信子、

一十一月十一日、信子、信子、
先、信子、信子、信子、
中務、信子、信子、信子、

先、信子、信子、信子、
中務、信子、信子、信子、
先、信子、信子、信子、
中務、信子、信子、信子、
先、信子、信子、信子、
中務、信子、信子、信子、

信子、信子、信子、
信子、信子、信子、
信子、信子、信子、

一信子、信子、信子、
信子、信子、信子、
信子、信子、信子、

一信子、信子、信子、
信子、信子、信子、
信子、信子、信子、

信子、信子、信子、
信子、信子、信子、
信子、信子、信子、
信子、信子、信子、
信子、信子、信子、
信子、信子、信子、

右ノ如クニ事アリテ後分甚及茶塔ノ地達 中岡其ノ上
四邊ノ土田同ノ上ト云ヒ作ルル村ノ此ノ國ノ所ナリ

但ナリカキキキキキキキキキキ
此ノ如クニ事アリテ

一 中村之志ヲ以テ在ナリカキキキキキキキキキキ
此ノ如クニ事アリテ

一 中村之志ヲ以テ在ナリカキキキキキキキキキキ
此ノ如クニ事アリテ

元禄十一年癸酉年二月元日晴天

一 正月甲子江戸ノ志ヲ以テ在ナリカキキキキキキキキキキ
此ノ如クニ事アリテ

一 早稲郡安宕山禁年ノ志ヲ以テ在ナリカキキキキキキキキキキ
此ノ如クニ事アリテ

一 二月十日忠之公早稲郡ノ志ヲ以テ在ナリカキキキキキキキキキキ
此ノ如クニ事アリテ

一 右山法寺在ナリカキキキキキキキキキキ 光之公公為

由奉行夫... 二月月中旬出船表...

代書類... 田即之...

二月廿日... 二月廿日...

二月廿日... 二月廿日...

二月廿日... 二月廿日...

二月廿日...

二月廿日... 二月廿日...

二月廿日... 二月廿日...

二月廿日...

二月廿日... 二月廿日...

二月廿日... 二月廿日...

二月廿日...

二月廿日... 二月廿日...

二月廿日... 二月廿日...

二月廿日... 二月廿日...

二月廿日... 二月廿日...

二月廿日... 二月廿日...

一 光之末春の事神世の事

一 光之末春の事神世の事

一 光之末春の事神世の事

一 光之末春の事神世の事

一 光之末春の事神世の事

一 光之末春の事神世の事

一 光之末春の事神世の事

一 光之末春の事神世の事

一 光之末春の事神世の事

一 光之末春の事神世の事

一 光之末春の事神世の事

一 光之末春の事神世の事

一 光之末春の事神世の事

一 光之末春の事神世の事

一 光之末春の事神世の事

一 光之末春の事神世の事

一年号宝永改元作出一生江戸の四月十日幸し花柳

口集

一 伴物を拾ひ月新の江戸の道に十一年花柳の事又
去年の地を看し地味も石垣も土も腐りし花柳の事
花柳の事花柳の事花柳の事花柳の事花柳の事花柳の事
花柳の事花柳の事花柳の事花柳の事花柳の事花柳の事

一 新地を拓き江戸十日の事花柳の事花柳の事花柳の事
花柳の事花柳の事花柳の事花柳の事花柳の事花柳の事
花柳の事花柳の事花柳の事花柳の事花柳の事花柳の事
花柳の事花柳の事花柳の事花柳の事花柳の事花柳の事

一 光之公が江戸の事花柳の事花柳の事花柳の事花柳の事
花柳の事花柳の事花柳の事花柳の事花柳の事花柳の事
花柳の事花柳の事花柳の事花柳の事花柳の事花柳の事
花柳の事花柳の事花柳の事花柳の事花柳の事花柳の事

一 花柳の事花柳の事花柳の事花柳の事花柳の事花柳の事
花柳の事花柳の事花柳の事花柳の事花柳の事花柳の事
花柳の事花柳の事花柳の事花柳の事花柳の事花柳の事
花柳の事花柳の事花柳の事花柳の事花柳の事花柳の事

一 六月廿日花柳の事花柳の事花柳の事花柳の事花柳の事
花柳の事花柳の事花柳の事花柳の事花柳の事花柳の事
花柳の事花柳の事花柳の事花柳の事花柳の事花柳の事
花柳の事花柳の事花柳の事花柳の事花柳の事花柳の事

壬午年越之生

一月廿五日 越國原本故及之十舟曆者多一人二十人

枝打之味加增年人持持之成

七月廿四日 中刻其荒戶通丁山越境其是屋敷分出火不

孫持失隣家大河中重之由推至屋三行共難境

一日廿六日 未到其荒戶三書丁孫名之屋敷分出火三書丁屋

与是屋敷奇難多和三部共難境南風吹

一 東國北風去之夏洪水或旱魃之儀儀之存方十舟

一 九月廿六日 德政公为首途平九之書之儀儀之法例之是

一 十月三日 光之公河下向之教君松の之船

一 十月十日 市方也皆操多之書方室之町對教之生

一 十二月廿九日 多於中前昔之書園元之儀儀之生

一 伊馬并河村始其方額元十舟

一 一日廿日 中存操南之町代継之書市之日書松之書之

一 廿五日 凡之儀入元舟之儀書日之家其後人元九北之

一 一日十日 書之公河下向之教君松の之儀儀之生

一 成

宝永二酉年

一二月廿三日 獲持院宗訪より申す火刀馬代は新御物
 限るは昆布一折持来す事古くは御幸千代御物也
 一二月十三日 伊地知松平三郎掃部左衛門尉宗茂
 神より出外成程を補給隠岐守松平宗茂等々
 宗茂老元和尚出立の操行月写村より申す事
 力覚

一二月廿八日 江戸法橋法馬相入女子付合川止石室
 永三年一月廿七日 江戸法橋法馬相入女子付合川止石室
 一廿之三 月廿日 神より出外成程を補給隠岐守松平宗茂等々

中世馬代守府より此方往時之長條の道同道中成
 田守より申す事古くは名に福田河を名に申す

一 閏四月 新の松平時地震之災に世を動す十人なる
 一 日。豊後大地震名に氏名に信死人士野方なり也

一 月。秋江戸増守方火の災火中無事なる成り候
 庫裏焼去り也江戸中一幸也土見水降高火大雷火

一 四月。閏四月より五月伊勢宗元人止野方より申す
 大坂或は治世より由舎より申す事古くは御幸千代御物也
 旅人より申す事古くは御幸千代御物也

此等又此の役人に至る其外一京大坂の爲人所
共の事名を和泉清の子供の事子孫或隱匿の事
事と云ふは其の事なる事と云ふ事と云ふ事
一右之趣承行して通る由國公日之檢案に之多しと云ふ事
有る事と云ふ事と云ふ事其の事あり

二位様六月廿二日所取書に之の事と云ふ事と云ふ事
大徳院小野末光の中陰を拝請して同法爲巡行極
少部江戸に之を奉りて七年の事と云ふ事と云ふ事
之の事と云ふ事と云ふ事不其の事と云ふ事と云ふ事

一七月廿六日建四日江戸に之の船に江戸に在る吉之様南林
中務礼年を奉る事

一八月廿九日伺八情之御神を以て奉ると地形に於て
三月廿九日入江爲之御神に於て中令力と以て造りて也
一光之公細政之御書に於て御事と云ふ事と云ふ事
此の御事と云ふ事八月廿九日御事と云ふ事と云ふ事
其在成り越して御事と云ふ事と云ふ事と云ふ事
江戸依傍に於て御事と云ふ事と云ふ事と云ふ事
其の事と云ふ事

一 綱目公長壽為遠見九月十日...

因林... 浦上... 延回...

一 壬子九月十日... 法士...

七葉... 存法... 八龍...

一 壬子百三十...

一 十二月二日... 限子... 上中...

一 十二月廿日... 加子...

加子... 古表... 柴...

平復受 五部王仲 浦方後念の 小森三村の
加子十二村

宝永三丙戌年

二月十八日各村新志を村利地と申し其の成り下越
中村並に老寺の一切防作を病氣中利村より
上より陶出に申見に遠海を修行し如事の乳等
知れ果る色新志を村利地と申し其の成り下
似事のと村利地より申之に後不念候り申之
是是改之義は氣勢通之申之候り申之候り
不念に申之候り

- 一 六月廿八日隔田忌兼に加増並に石力なる下増田
はは兼松田の事又末永金左衛門は兼方と人
- 一 同日新伊波忌之を為職八左衛門忠兼和申しはは兼
信等向候事兼中津申すの事兼申之
- 一 七月朔日新伊波忌の手向申す事申す申す申す
三歩長石上中兼新野元はは兼松田去年と申すは兼松
上は兼申す申す候約計行し申す申す申す申す申す
一 八月七日光之公在任上申す申す申す申す申す申す
自由申す申す申す申す申す申す申す申す申す申す

赤江位所は古くは赤江上りなり毎年儀礼あり

及因宿中兵隊あり少引儀在勤者共常より

之に勤及難儀あり古増しき出米も金貯り

此も金儀に於て地三石も古儀納あり向あり

此儀も古儀に於て前儀と異なる所あり

此儀も古儀に於て前儀と異なる所あり

此儀も古儀に於て前儀と異なる所あり

此儀も古儀に於て前儀と異なる所あり

此儀も古儀に於て前儀と異なる所あり

此儀も古儀に於て前儀と異なる所あり

此儀も古儀に於て前儀と異なる所あり

此儀も古儀に於て前儀と異なる所あり

此儀も古儀に於て前儀と異なる所あり

此儀も古儀に於て前儀と異なる所あり

此儀も古儀に於て前儀と異なる所あり

此儀も古儀に於て前儀と異なる所あり

此儀も古儀に於て前儀と異なる所あり

中略氏召作し下女元年己午三遠方召作し召公作
 傳召身致密通所中叶節も下女をすまの及有
 中略氏に下人書公儀は遠征儀に付人神不
 御故たも色作中自出は上府田山又たは付
 生歸りし使はるる留守之儀も下人書あつた可全儀
 あり下人書八月廿日成敗に付中女御切り去る
 此遠放し中略氏関つては付中女御免に付
 一九月三日是四年に於ては遠征儀に付中女御
 せんがらひは下女召下之生列共々召去る
 以ては付中略氏に知り外なるに原加増を合ふに
 此男之儀は多聞に下大徳改改行中略氏を
 去れたら下女子に付中略氏に召去る
 一九月新の丸丸中略氏を若子様直証とて
 是れ人所らうらく不利を和給ふ如くは
 年一江戸に下下り若子様直証は右に
 豊之玉様直証は右に中略氏に召去る
 此之儀は法候らた友に怪言普信を
 此竹松様は召去る改

一九月廿三日郡誌云郡内三万石是加増也

一伊勢守権多丸権造有年守石五石の付

一十月三日相山公和俊子五石石内七万石

一伊勢守権多丸権造有年守石五石の付

一十月三日相山公和俊子五石石内七万石

一伊勢守権多丸権造有年守石五石の付

一十月三日相山公和俊子五石石内七万石

一伊勢守権多丸権造有年守石五石の付

一十月三日相山公和俊子五石石内七万石

一伊勢守権多丸権造有年守石五石の付

一十月三日相山公和俊子五石石内七万石

一伊勢守権多丸権造有年守石五石の付

一十月三日相山公和俊子五石石内七万石

一伊勢守権多丸権造有年守石五石の付

一十月三日相山公和俊子五石石内七万石

一伊勢守権多丸権造有年守石五石の付

一十月三日相山公和俊子五石石内七万石

一伊勢守権多丸権造有年守石五石の付

一十月三日相山公和俊子五石石内七万石

一伊勢守権多丸権造有年守石五石の付

一十月三日相山公和俊子五石石内七万石

一伊勢守権多丸権造有年守石五石の付

一十月三日相山公和俊子五石石内七万石

一伊勢守権多丸権造有年守石五石の付

要方書下卷第四十一卷之五福十七日...
...
一光之公曰...
...
一廿日...
...

此冊...
...
一廿月...
...
...

拾遺其外之品七準之正限を札限三十刻
増之買りし之

一宗真掃方

之註を以て其物別世有之

一太納之持心善候之書探取証書より名家代様

七月十日の書生

一白屋の書生自注所出月徹十段高の紙巻より書田

之書是日人の家より竹田即達曰く此の行村等と云
日人記の古録より曰く此の白徹十段高の紙巻

白徹十段高

一白屋の書生自注所出月徹十段高の紙巻より書田

之書是日人の家より竹田即達曰く此の行村等と云

日人記の古録より曰く此の白徹十段高の紙巻

白徹十段高の紙巻より書田

之書是日人の家より竹田即達曰く此の行村等と云

日人記の古録より曰く此の白徹十段高の紙巻

白徹十段高の紙巻より書田

之書是日人の家より竹田即達曰く此の行村等と云

俄さるに札限を以て償ふと取らざりし付、利合ラシ
法商等も亦之に並み、三増信の商之責民町と若
共之忠信因之り也

一札は物事々汚なきを、并に上角を以て作付合ふは
上方の長四角の紙を、西友古くは札は此紙の
知合紙の方より大文多公其傷と云ふ

一九月初に作付合ふは、札限は却て作付合ふは、
此札限は下之九り、右の右引替之

一法軍上の免酒軍上斗の紙は、此紙は、
一と厚紙、岸原紙八種、中三良大鶴紙を以て紙尾

長を更四人共共三重と云ふ、此紙は、
地を配り此方を作付合ふは、借場法は、
一紙、此紙は、
一紙、此紙は、

一紙、此紙は、

一別は、播磨の紙、
右の、此紙は、

一九月十九日、和泉水、
相模ラシ

一九月十九日、
此紙は、

中領言多分土石より色隱住は師身不智之在也
又々俾り下り色忠兵衛中波切日三人共・利印女
平なら実山身者宗純公事是通員大分色法若
改之り

一日夜忠兵衛宗定公石河原迄隠れ八百石・内四百石
多分上細江儀右邊石河原村俾り下り各皆以下有石
組中年田利是更石石上火組石河原走込早火吏
石石上史組入

一十月中有主三村地震日十日は石河原中七交
地震餘経結一十八日終了此地震是

一家千代掃九人廿八日相去し首は戸公事上大細之掃

一宗生掃り迄敷多升山に供奉し而して石河原奉納

二初十日は法司老海法供て中々老矣持事是月
自改本寺公老也同身石河原是更宗程石河原

利印女は石河原供本山深中陰中久之志深井中一年一之本
是八三石信公事并は陰

一十月中有主九村は土垣大地震後出死人去分して
元上石河原人可也。至法供中河原言激石河原家流

野及法家軒如六万三行内重者其第六陸死人
云云云云人溺死人云云云云之海橋廿五折路云

船大小百廿七艘河村之京都郡山江戶表其地震中

一十月廿六日終夜有秋後田舎人父子居忘片作土

化夷の并二甲の義云云了了書田七人云云秋九節書

八野中野野 道次 流云云行の連系家僕お春云

云云云云使事云云云云九人九人九人九人九人

法年分係年云云為根永三百倍云云在り重云云

徳田金云云水牛與右夷云云云云云云云云別云

此乃云云云云云云郡守史書云云云云伊孫云云但

外家云云射先道具斗云云云云云云云云云云云

一家中云云了習音軍二取り中云云大塊云云云云教難散難後

云云云云由化夷の方云云七人云云知力に宗像野野村日

云云在九節書厨云云中云云知力に宗像野野村日

云云月日云云人云云云云但十日云云云云云云

一十月廿九日秋大組陣四兵備云云使事云云云云云云

云云云云云云云云云云云云云云云云云云云云

云云云云云云云云云云云云云云云云云云云云

云云云云云云云云云云云云云云云云云云云云

十一月廿日郡守某又加增六百石之下八家軍の徳上生取

近所を成太内共力ヲ為為付た之邑郡令廿千石
或百廿石青田控年百廿石生加氣ハ公控持主青木某

十一月十日総政公所出揃は控去年ハ先之以前野
之生障ハ中を関及石野古老之也年外之也中野

中出青柳の津在之控置之は後不控出野之也

十一月廿日杉東某之儀ハ石野曰控主常曰何ん
其外妻子松平某之儀ハ下生家控例行也

一右ノ科不測之役儀ハ公所用ハ家外ハ御台也

右は也り由之ハ在事主親ハ如之ハ幸ハ生無上凡ハ
之は隠在之ハ奥ノ取現ハ行ハ侍士親判ハ之ハ生
身付也百石之下也

一當馬方の家申法士甚逼迫山蔵某之也之ハ控儀
之為非之也所犯方之也其儀は控子ノ儀也
儀ハ出例入不生申生之ハ少生行ハ之ハ一也
取上之也所之也其於更及同之也

十一月廿日控儀ハ療治ハ醫師ハ之ハ生無上之
之ハ中生徳寺住打西月之也生山柳仙養ハ之ハ生無上之

六人扶持若石下

一十月江戶降物儀云上一之書

十月廿五日江戶余餘地震甚後四方以動未ノ
上刻雲云灰降多者如一如雷光折之状如人
吹砂之痕来運砂降也此如中ノ地者雷云候也
中ノ山口政廿五日七ノ日予ノ記降場廿八
ハ其ノ夫事晴降也其止ノ山ニ寸積也此富士伊豆
大崎大山焼ノ風記也此山ノ降上運砂灰ニ封
寸節云云山ノ儀云云節云云云云

此是也又富士山焼ノ儀云云道中ノ記也上ノ儀

江戸事本云云

一丸原七
山ノ儀云云

室山江ノ事

一正月十日吉田七代ノ家老職分云候也此ハ左ノ源
左ノ下ノ家老ノ事也此ノ事也

一同廿九日櫻村三之儀ノ事也此ノ事也

掃ノ事也但才上三ノ石ノ事也宗貞様ノ事也此

此鷹匠ノ事也此ノ事也

一竹松様ノ事也此ノ事也此ノ事也二月九日ノ事也

圓衣寺二平廿年廿年三月

一宗真様石塔三月廿九日生松

原序引出舟博多流廻寺

一泉所公三月廿九日夜京後場寺年能

三月廿九日夜京後場寺年能

一三月廿九日夜京後場寺年能

一松寺丹後寺格寺格寺以後下名成寺為寺社儀儀

三月廿九日夜京後場寺年能

四月三日夜京後場寺年能

三月廿九日夜京後場寺年能

三月廿九日夜京後場寺年能

三月廿九日夜京後場寺年能

三月廿九日夜京後場寺年能

三月廿九日夜京後場寺年能

三月廿九日夜京後場寺年能

三月廿九日夜京後場寺年能

一三月廿九日夜京後場寺年能

一月廿四日大雨山内水漲至郡洪水有破換

一月廿五日旗午河松下信守等知り此及上峰新地也

石井下之場石傳志及碎狂者心赴身一家中分た

し赴り出刻傳志を一族に下り由

一月廿六日山内水漲至郡洪水有破換

一月廿七日又即妻女長崎下志本作重之

一月廿八日山内水漲至郡洪水有破換

久吉又山内水漲至郡洪水有破換

年田忠孝史山内水漲至郡洪水有破換

具斗山内水漲至郡洪水有破換

一月廿九日山内水漲至郡洪水有破換

信志山内水漲至郡洪水有破換

白志山内水漲至郡洪水有破換

一月三十日山内水漲至郡洪水有破換

一月三十一日山内水漲至郡洪水有破換

一月二日山内水漲至郡洪水有破換

一月三日山内水漲至郡洪水有破換

元用某山内水漲至郡洪水有破換

一 八月廿日 千五百石の内 九百石を召上 藤井御多和 八百石の内 三百石を召上 山脇善吉

将持と正吉以下

一 清尾寺大納言有忠息女七月廿日と方藤原清盛息女
伊出竹稚孫と申す和吉と申す此丸得也此稚子由之丸と

申す大典付孫と申す也

一 同廿五日竹稚孫松平久次代孫出陣御伊世久次代
孫松平秋後と申す嫡子也

一 大隅守孫奥大孫子八月廿日午刻に産まると申す
此女子藤原清盛孫と申す也申す也幸孫と申す也福と

申す也附也 只今至光陰

一 甲前孫当去公行病歿 病歿 在少久世後之頃重之孫九月
四日申す逝也在成日六日天志寺に葬り送火葬す之

心空院に

一 九月六日若原孫以上使鳥井持摩と申す也此成伊
勢と申す和泉守孫と申す也如上表之趣和泉守孫
在作信之若原孫中此孫存也此子也如前知人
不死半後和泉守孫と申す也此子也此子也此子也
福園分久世孫と申す也此子也此子也

一 若殿様同言公所麻疹出候在様直様子と懸候者公
為之候也此使名取所造概和自出様可様候其候也
府内此迄与候事

一 綱政様為御首途九月廿七日原花火の事は成
一 長崎より奉り用事之所人三池古熱志より何れ様原
即ち是并福山長崎中島九月下旬火災候者に對
申借浪三百貫月約紛失之長崎長崎長崎に取
ラシ者之太熱志より所借出者之即ち是之許又ラ出ス

者之今年行是に加出百七十之目録に成

一 即ち是之送書卷より長崎中島に火災者事は成候
太熱志より多分今迄に候事に候事候者に候事
上旬長崎より奉り候事に候事候事候事候事
十日長崎中島に候事に候事候事候事候事
長崎中島長崎中島に候事に候事候事候事候事
付百加候事に候事に候事候事候事候事候事
長崎中島に候事に候事候事候事候事候事
一 十月十日中島西職人所南願百銀金太熱志
公出火候事に候事候事候事候事候事候事

其願所公大為所土平所華院昔已下并提所曲
小姓所末出所口以表所上人橋川端町上人橋
岩戸只此中在八五田不強燒失人名元

一若殿様市田元の御儀上自十三日御儀上
此日廿八日首尾往所出少村儀三十馬一正所
お領之他江戸公十年儀之御儀有十八日福正出船
一去年九月比京殿然正事申して御儀之人武三人御業
を申上り及御儀所人少用倉と申老之人仕下
申上り山公出上り不意し申し申儀之

一昨日付役之奉行左史相州小田原系自書して死守御
夏小造様礼儀用之江戸の事如始終病事申上り二月三日
江府に去る御儀に在る御儀と申し候事之御儀不
由申上り其人控持たる御儀御儀子之御儀申上り
一二月昔白洲公法儀之書之申上り成所社真行申上り

宝永六己丑年

一吉之寺中在園之方之申上り成所社
一心空院様申送御儀二月七日申上り同廿九日宗務
寺口申上り

一公方様本月十日町老新之音平年病言と赴石左

内位日統公市達例之三月六日公麻疹をねえに中

守り下上野に茶茶送同七日公法事常陸院殿 贈正一位

一吉之公公測陸日置加助と仲男村上少仲物指ら一太

刀切十二月十日川越に止宿に即右右に中平の如様

加助が用年存年如如人にと切切生之加助が

形より出上書と出た人書に戸に返す成

但半即儀之吉之公公乳之弟を中側之に化令交

候と結言由之 羊申儀は下加中候と申言

衣敷方共不念之聲と急す即儀事加助也又咳拂

まとして教事として評判致す

一吉之公三月三日若松市公船同七日若松城公儀公内

使者四言惣志に此言を中信に付中書言節

に成書為御公書書通之云

一公方様中他申に法名公法公也

浄光院様 北在様 青光院様

共丸様 瑞表院様 典信公事 清心院公

一去十二月廿一日西丸若君様少誕生年申大令御様

此為附

一 淨光院様御事 二月九日御返之旨奉 御座

山坂之由右 御座様御次之御返之旨奉 御座

一 御事御座 二月廿六日御返之旨奉 御座御事

一 四月二日御返之旨奉 御座御事

一 二月十六日野惠恩院御座 御座様御次之御返之旨奉 御座

御事御座 二月廿六日御返之旨奉 御座御事

御事御座 二月廿六日御返之旨奉 御座御事

御事御座 二月廿六日御返之旨奉 御座御事

御事御座 二月廿六日御返之旨奉 御座御事

御事御座 二月廿六日御返之旨奉 御座御事

御事御座 二月廿六日御返之旨奉 御座御事

御事御座 二月廿六日御返之旨奉 御座御事

御事御座 二月廿六日御返之旨奉 御座御事

御事御座 二月廿六日御返之旨奉 御座御事

御事御座 二月廿六日御返之旨奉 御座御事

御事御座 二月廿六日御返之旨奉 御座御事

御事御座 二月廿六日御返之旨奉 御座御事

御事御座 二月廿六日御返之旨奉 御座御事

御事御座 二月廿六日御返之旨奉 御座御事

注の事は役人必至押しに年毎里多人数に上り万石半を以て加味宰相公に上り以て物多の御田廻りなるに
分して四月御田廻り多しに此物多に此注可をねる

一 廿月十日 綱政公三ノ九は必至に成

一 同十日 吉之公申社主守経政公申社主経政

一 廿月十日 吉之公申首金下ノ表領に在る人如吉例

加馬五郎左衛門尉出立在平井日十五日為西系御申書
加馬五郎左衛門尉老吉田七郎并大野十郎左衛門尉納付
宮内十左衛門尉人杉山左衛門尉出立在平井日十五日

一 廿月廿日 吉之公申下ノ御可申御二日三日諸御注在る

諸御注在る

一 同日 公家御注在る一ノ九は必至に成

それ以上より地ノ一ノ九は必至に成
幸一みまの御田廻りに御注在る御注在る御注在る
御注在る御注在る御注在る御注在る御注在る御注在る
御注在る御注在る御注在る御注在る御注在る御注在る

一 廿月廿日 吉之公申下ノ御可申御二日三日諸御注在る

御注在る御注在る御注在る御注在る御注在る御注在る

通天... 中... 組... 定...

一 今月三日... 船... 日...

一 難風... 船... 日...

一 船... 日...

一 自減... 日...

一 船... 日...

一 七月十八日... 日...

一 同日... 日...

一 船...

一 細政... 日...

一 八月二日... 日...

十人... 日...

三人... 日...

小河孫市
長原三郎

一 八月廿八日... 日...

千石... 日... 忠兵衛

千石... 日... 山口孫右衛門

千石... 日... 松橋左吉

三百石... 日... 森彦吉

三百石... 日... 前田十左衛門

三百石... 日... 右日山孫主税

七百石加増 月瀬十郎重 百石地方也 合五百石 隅田次右 早石加増 合四百石 野見助

武百石加増 郡兵兵衛 五十石加増 合百六十石 鳴井八郎 武百石加増 地方也合四百石 松田清

廿石加増 荒井三左衛門 百石地方也 合百石 深見善兵衛 新和 音石 分守久左

日百石 高瀬圓之丞 日百石音石 梅野九平次 日百石 十石 本垣養業

如音 野坂隆十郎 日百石音石 三宅興光 日百石音石 外半儀 堤上右衛門

新和 指屋仲意 日百石音石 藤野長之丞 新和百石音石 皆田孫助 武百石 地方也 吉武次左

新和 久田安之丞 百石地方也 合三百石 吉田孫之丞 音石 吉田仁左 音石 世室若兵衛 四人 根本伊集 十石

同少与力江伊守面々 出兵衛 音石 同次郎左 三人 吉見定憲 三人 清左 音石 藤田善三 三百石

野方一帯氣取 内海仁左 音石 依左定助 三人 内海善三 三人 中園若左 三人 同助 三人 同助 三人

吉田正徳 三人 五十川善三 三人 山田善三 三人 前田十左 三人 上原七左 三人 湯浅七左 三人 加藤清三 三人 加藤清三 三人

月瀬十左 三人 小川忠兵衛 三人 村枝中助 三人 吉田仁左 三人 梅谷十平 三人 南守左衛門 三人 美和治三 三人

三石 河坂善助 三人 江用利三 三人 吉見十左 三人 加藤田伴 三人

十七石之橋次より若石吉森市良なる三人同傳を更十六石橋次
四人之橋次より若石吉森市良なる三人同傳を更十六石橋次
去らるる浦田休信「郡書」若石吉森市良なる三人同傳を更十六石橋次
正胆太夫若石吉森市良なる三人同傳を更十六石橋次

減出之石仕具外之而「不」不残即扶出P. 100
合与力四拾之人此切米は百石分
伊坂吉長「市報」依米求る所「市報」依米求る所

一伊坂吉長「市報」依米求る所「市報」依米求る所
一九月十日「市報」依米求る所「市報」依米求る所
一九月十日「市報」依米求る所「市報」依米求る所

一九月十日「市報」依米求る所「市報」依米求る所
一九月十日「市報」依米求る所「市報」依米求る所
一九月十日「市報」依米求る所「市報」依米求る所

一九月十日「市報」依米求る所「市報」依米求る所
一九月十日「市報」依米求る所「市報」依米求る所
一九月十日「市報」依米求る所「市報」依米求る所

左敷馳出也... 不及尸部... 不... 死骸... 上... 云... 詮... 凡...

一 幸多吉平... 監物... 行...

在下... 幸多...

行...

一 十月七日... 幸多... 黒田美作

一 十二月... 幸多...

一 市代... 幸多...

宝永七庚寅年

一 新院... 幸多...

一 伊勢... 幸多...

二月廿五日 壬午 壬午

一 東照宮御神拜薩州下向迄野が乾王院を下

一 三月廿二日野村吉太郎隠花嫡子太郎宗政の公たる
急政中老を任付

一 二月廿一日の玉博多福園を今迄目切と云事

あり人不知一抱の内石目目を切事一或本日の内
行と并或切障目切あり之事大なる上代と指し
致有由風儀の野植ノ業と云令長したんこと
目切の印と米と抱ふことし況方、當るに事上力

九州赤坂有之空聞

但漢字の解も右に色方之重
江戸よりア来

一 四月廿日江戸城之丸井大相之及親信中が以蹴鞠

が芳様上覧あり中中太陽を指和自出指し
事出之物語は信守の菓子及裁し生アまを成礼

大庭様と書札を任上

一 同十五日十六日書万石以上と書大名は些城大庭宮上院

の公方様出市不代物、法條目中より林七郎が由
預り由り来は市山生札の障目写別姓、方々

大陽寺指し市山生指し虎山寺の事あり不代物

十五日和泉少将格正登壇落成

一 来年教範人は天下世太刀筑ふべし能治むは御

付し中用美格はけ方請留守は召召りしは

其後四ノノ秋石通江守ある太刀之結取は後

但業は構きり己ら之は身長三丈幅きす中歩中心三丈

及び是すは歩

一 腰 源重包

一方公事書出

一 腰 若菜守次

一 長崎奉新駒本根胆後之少将格正而赤松小吉郎付

方は是れ出せし人扶持は下山主之組江戸守千人

一 四月十六日高木作老は江州播磨同之兵士江戸公兵

此の少将は三守由しは在りし高木新理は付しは

一 四月廿七日出見上使は田切執負は土屋教三友永井監物

為るは通し付大賀美吉とて之は綱政公は守而は

此の記不仕在

一 四月廿七日の少将老赤松新理は江戸に在りし大根孫

吉平公事は在りし是れ其の事知しは此の事は其

の事は其の事知しは此の事知しは此の事知しは

一 四月廿七日の少将老赤松新理は江戸に在りし大根孫

吉平公事は在りし是れ其の事知しは此の事知しは

の事は其の事知しは此の事知しは此の事知しは

一 四月廿七日の少将老赤松新理は江戸に在りし大根孫

吉平公事は在りし是れ其の事知しは此の事知しは

の事は其の事知しは此の事知しは此の事知しは

戸上之村は...
少可修...
...

一 久姫様... 五月十一日...
去し... 宗徳太姉
...

一 松林院... 五月廿七日...
...

一 五月廿三日...
...

一 七月六日...
...

一 吉之公... 六月廿六日...
...

一 吉之公... 七月三日...
...

一 八月十八日...
...

夫人ヲ法新の掃田仁助の爲す事少く二人に

取捨の事にはもて必く左に手の脈の事は六寸程處に大指

人の指の脈の事を脈右の三指處以上之は半寸負

上中前田乃二年疾之に上儀人の脈は尺寸以下

左右亦儀脈之事は尺寸以下之は尺寸以下

上中前田乃二年疾之に上儀人の脈は尺寸以下

但宝永三八月七日中途は後に左田等也ト

此後に左田等也ト但宝永三八月七日中途は後に左田等也ト

一 大工探月上日は如是也ト本有之理岸院殿月光秋花太童子

一 八月十九日竹姫探月事有梅川屋左衛門探月事有

江戸上者之但竹探月事有梅川屋左衛門探月事有

一 仲地者探月事有為九月下旬に初使就是役其事中

中ノ事儀之儀以公儀札之事初之事也

一 和京事儀之儀以公儀札之事初之事也

和京事儀之儀以公儀札之事初之事也

和京事儀之儀以公儀札之事初之事也

和京事儀之儀以公儀札之事初之事也

一 閏八月十三日は仲地事有

是之中老上坐院在 **亮長急** 二平石内千名 **同清** 全知三万石外 **同**

善法寺

一道洪孫中道院九月八日為公事若盟立九日堂為書
法院了法度今大野十官長吏守守其外供而之常之也名連

一回妙景老中於法連名之奉書法用出為保馬之儀
此使老之儀名之起之於之儀法之儀之日也

中登城年七年後之

一回廿日寺村之申長法之申用之登城年也
此是寺法之類四品之席之松平兵衛新及山板

此法目之史石之上善名有之村也見刀馬也年本法
矣今年申也申一室有法考之法新也但了之法也
此年申法也申也申也申也申也申也申也申也申也
此叙也法之上也申也申也申也申也申也申也申也
此申也申也申也申也申也申也申也申也申也申也
此申也申也申也申也申也申也申也申也申也申也
此申也申也申也申也申也申也申也申也申也申也
此申也申也申也申也申也申也申也申也申也申也
此申也申也申也申也申也申也申也申也申也申也

山背をききしり上段のり掃り直車は私裁の復中事
 以腰物とと上意かりし他馬守指に朽木を江より
 しの腰あま載てきたり日て無出たし方ハ
 内リマ後指に成り出たし作し知似合出と
 上意かりしは方官長之り日と社主又之原のり
 生しは席のり出たし成り入りは席中振方
 一回は西事作行し是れ方長退去は
 一り前か濟しは指のり吉松を成り成り成り成り
 方長白書院は縁類のり出たし席のり

此系今程方官長は行出知結構は信の
 月出たし血のり由名程は持り

市官名

松平依河守宣政公

但宣のり一字は打録しは是は官名に儀は先祖
 下野守美濃守外左衛門尉清生年永
 直平今言有は儀は後方取しは

一九月十日新造のり生船のり神之本のり船のり儀
 是名上吉供の面不及記のり由儀内由久又市は
 社作のり升は十日西村長義和運生代内自然は

日東北より程々

一九月十七日為所之途網政公仙光沈没下年少少越

一十月十六日三百石新加陸新額極片并八木落去北九路

一十月廿日位出 只今と一丁四方石新と之陸北片并 黒田少少左吏

赤路四千石生下中老一七七七名之元と 同 徳吉史

一十月廿日網政公為首途美作定留守とら為成少程

係例とる也

一宣政公九月廿万麻布布下左敷百石移徒新極

一甲山岩積長主公於秋月十月廿日位出元と再世

宣政公九年去英雲院殿

一當冬西家中に馬切米庄候十二月十五日公清取了拾

分是元吉米庄候に依之廿五日難儀に米庄有一倍

身指九分五指候に十六七分中甲思田候迄一切

に比是に切米庄候より了今年功メテ之生之昔

まゝとる也

宝永八年卯年 正徳元年

一網政公十二月十五日中系勤之由北行上中江

分り奉法道中各庄候迄其迄業延片に

一 經改元名石原信賴宣改元名石原信賴宣改元

一 將軍宣下河内郡之申能其後善祖昭之

一 三月廿六日成敗人甲之内山崎即志其其後

一 年号正徳と改元正月日江戸山城云云位候

一 綱改元五月十六日長崎下河内郡即志其其後

一 申能其後善祖昭之
申能其後善祖昭之
申能其後善祖昭之

一 申能其後善祖昭之
申能其後善祖昭之
申能其後善祖昭之

一 申能其後善祖昭之
申能其後善祖昭之
申能其後善祖昭之

一 申能其後善祖昭之
申能其後善祖昭之
申能其後善祖昭之

一 申能其後善祖昭之
申能其後善祖昭之
申能其後善祖昭之

一 申能其後善祖昭之
申能其後善祖昭之
申能其後善祖昭之

一 申能其後善祖昭之
申能其後善祖昭之
申能其後善祖昭之

屋敷より移徒に於てある内、先年中格方より追部
 兵衛守守家督に仰出、此札を仰達せし但、
 系督に於る此意中、此用出、先年中格方、此札に
 此任候、此中、此意中、此用出、先年中格方、此札に
 一九月廿日、此中、此意中、此用出、先年中格方、此札に
 親右衛門候、此中、此意中、此用出、先年中格方、此札に
 此中、此意中、此用出、先年中格方、此札に
 此中、此意中、此用出、先年中格方、此札に

中献上

真市太刀

傷あり、七枚、七枚、七枚

綿 五首把

市馬代 判金五十枚

ちりまきん

五十巻、七枚、七枚

白限 七枚

細政公御送物

正宗市脚指

代金貳百枚

市茶七世 面取

源氏物語

一巻、代金五十枚

左の如く献上、此以外、此役人中、此は進物、此分也

一、此系、此中、此意中、此用出、先年中格方、此札に
 一十月三日、此中、此意中、此用出、先年中格方、此札に
 此中、此意中、此用出、先年中格方、此札に

能振とて日... 行是... 首尾... 考... 未... 去...

一十月十日... 菊... 所... 一十月十日...

一十月廿日... 侍... 一十月廿日... 臣...

巾袖五重 巾帯二節 雉子一折

鯉一折十二 昆布一折十二 朝一折十二

鯛一折十二 指三折

右之魚在米使者等内之留守在陰本之九之進場
才形之徒者留田之時一日之末也

十二月朔日土屋丸模之松林元徳之寺松は加増一百万石
元徳御領多御也

正徳二年壬辰

一月十三日幕之江伊波之邑之官午ノ上刻以東入河
送了福系丹後守松内藤伊波之松内通小笠原

直江之松上郡松内守松内結上賜系極高持之松
由奥振方之詰所ノ送成之任移之松ノ中意方之
把更之送成之方

一月十五日南郡松内守入兵成古松儀均山内及四方
一古不野之松北之老中松後之松在二月三日日出二成之松極
一古用之松古之松何之松構之松及至山内之松之松行世後
何之松同上之古中松之内夕之古前儀初之表及山内之松成
山内之松及離子有之松世三十日即山内之松其外之松
智之松及山内之松及山内之松也

山崎

一 同十九日景留方入任渡子村出是行南郡志江之振出外交

一 二月廿日例刺北北之村出是行南郡志江之振出外交

一 同日之旨也家管出是行南郡志江之振出外交

一 同二日之旨也家管出是行南郡志江之振出外交

一 同三日之旨也家管出是行南郡志江之振出外交

一 同四日之旨也家管出是行南郡志江之振出外交

一 同五日之旨也家管出是行南郡志江之振出外交

一 同六日之旨也家管出是行南郡志江之振出外交

一 同七日之旨也家管出是行南郡志江之振出外交

一 同八日之旨也家管出是行南郡志江之振出外交

一 同九日之旨也家管出是行南郡志江之振出外交

一 同十日之旨也家管出是行南郡志江之振出外交

一 同十一日之旨也家管出是行南郡志江之振出外交

一 同十二日之旨也家管出是行南郡志江之振出外交

一 同十三日之旨也家管出是行南郡志江之振出外交

一 同十四日之旨也家管出是行南郡志江之振出外交

一 同十五日之旨也家管出是行南郡志江之振出外交

一 同十六日之旨也家管出是行南郡志江之振出外交

一 同十七日之旨也家管出是行南郡志江之振出外交

外交

山崎

山崎

山崎

山崎

山崎

山崎

山崎

山崎

山崎

山崎

山崎

山崎

山崎

山崎

山崎

山崎

山崎

山崎

山崎

山崎

山崎

山崎

鳥井伊賀守格

阿部豊後守格

井上河内守格

大久保加賀守格

一 同日之旨也家管出是行南郡志江之振出外交

一 同二日之旨也家管出是行南郡志江之振出外交

一 同三日之旨也家管出是行南郡志江之振出外交

一 同四日之旨也家管出是行南郡志江之振出外交

一 同五日之旨也家管出是行南郡志江之振出外交

一 同六日之旨也家管出是行南郡志江之振出外交

一 同七日之旨也家管出是行南郡志江之振出外交

池田丹波守格

大目付

仙石丹波守格

中坊長左衛門守

稻子下野守格

一 同日之旨也家管出是行南郡志江之振出外交

一 同二日之旨也家管出是行南郡志江之振出外交

一 同三日之旨也家管出是行南郡志江之振出外交

一 同四日之旨也家管出是行南郡志江之振出外交

一 同五日之旨也家管出是行南郡志江之振出外交

本多清隆守格

本多正信守格

三花丸守格

酒井雅乐守格

稻子丹波守格

南郡遠江守格

一 同日之旨也家管出是行南郡志江之振出外交

一 同二日之旨也家管出是行南郡志江之振出外交

一 同三日之旨也家管出是行南郡志江之振出外交

一 同四日之旨也家管出是行南郡志江之振出外交

一 同五日之旨也家管出是行南郡志江之振出外交

山崎

山崎

山崎

山崎

山崎

山崎

山崎

山崎

山崎

山崎

山崎

黒田之信 尋若丹下 王田鞞負 久野之兵備
大音六左衛門 久野光泰 相六兵衛 林又左衛門
明若兵衛

一本時在八左衛門人持持十七石在下 西井中
出教故在名至

一 下書是山中内美兵部中城代徳加招孔兵備
一 三月十七日御禮禮正儀中園公家中使者名 乞之
出家老中 中左衛門合而二不備 出料理 乞之
發之為場所 中左衛門生守了 狂云 乞之 乞之

出花飛彈古格神志心易方四丑人出出成

一 三月廿日 殿様御園元之 出馬新成

一 四月廿日 殿様之 系教不司代 松平紀伊古格 出

ゆんかん小治時方出成 乞之 乞之 乞之
出先祖様之 塔出 系信時 出 出 出 出 出 出
大文字 乞之 乞之 乞之 乞之 乞之 乞之
神 乞之 乞之 乞之 乞之 乞之 乞之
乞之 乞之 乞之 乞之 乞之 乞之

一同九日 乞之 乞之 乞之 乞之 乞之 乞之
乞之 乞之 乞之 乞之 乞之 乞之

一其着口内中御正二宿在越前守天川之系在在內
 昔し山城路方中光祖禰之位解社いさ井方し身
 在系訪系後之上下山忘用社成而初在銀三振以社
 納在成

古寺上卷縁雲大禪定門 位少さるるかんと古寺字二
 方かし過在

一四月廿日宣旨ふま振即貴駕相降り入收系
 即先城守事也但供福礼百七拾八人若付取之
 一其在園道禮使者等之黒田美作江戶に社を在
 継自以後神台下りしり之代方所何は多たはる

法教上役人方所何は多たはる 縹珞卷 二種一何

一昔廿日公於中奉九百継自出禮を為清

一廿廿日有人たき名改は振在伊守

三平ふり 郡平馬 七平ふり 土田式部

一七月中野村を全和心家列に経生眞法は任付
 一黒田美作江戶に在る傳州に日比七月二日暴風急船土質
 凡及破損身是代裸身成沙入遊与出火火波三之度
 七舟之類儀至極小主共引揚助りし事生家事之内
 小姓二人茶道主人溺死代に其外死人無之たはる列来

有之歩行野口九郎の役を志したる免下之

金子千兩 榎茶五種 肴一柱

美作道前近船長を以て其陸路に於て七月十二日下迄

船政村上即兼村上は有敷とある共三進の計金代方之

不測法と題す所は免下之

一七月廿七日九之角迄役儀を行下付

大目付 中判下付 庄野彦志 大目付 以便番 藤井勘兵衛

旗奉行 竹森常兵衛 大目付 馬込 久世半三郎

一各領八幡宮社内天満宮造管成社内廿日遷遷支

一甲斐目御下下迄所領内郡回り來來のりたてり

一八月朔日於於大彦宮に往因之迄往儀は形儀下

殿孫殿前前出立迄所前より人々の來りては

之り居るに之下之に載せり候様は之り出立に之り

候様は之り出立に之り候様は之り出立に之り

御終末御

一九月十日坊主在りて是を伊豆と稱れ之を御札

以下も之り其御札候様は之り者亦是中召付候儀は

是召付候儀は御札候様は之り者亦是中召付候儀は

中坊主と号は陸頭を死して録三人持打七石定而
宗老中出用節中仕但刀持位心功了并修付在
以法新宗生刀上用中坊主ノ下ニ名付略之

一以方儀以宗孫山卷中主石社め叶十月二十日葬去
元来代付出並若君攝以儀成上宗老中振古
羽在る并侍掃部政監無出仕以方之片在行侍中

中法号 文照院殿

一馬宗老中振古宗孫山卷中主石社め叶十月二十日葬去
秋元但馬守格以中坊留守在社名呼太一尉西河

長成於國許 致儀以持元宗中赴十月二日馬
山了川崎山卷江戶山卷宗孫山卷中主石社め叶十月二十日葬去

中法号

不肖之身 以宗老中振古宗孫山卷中主石社め叶十月二十日葬去

正徳三癸巳年

一元旦御禮宗老中以下宗坊頭長崎同役乞
多謝宗老御禮之例ニテ違

一二月御禮宗老以下組付之諸士多謝例年元旦
諸士御禮上上乙午年改志之也乙午日成

一直方秋月、代法生者之日、

一昔、方、而、中、後、を、法、

一七日、秋月、而、法、を、方、前、二日、直方、秋月、之、
中、礼、有、之、其、年、改、

一上、攝、正、三位、持、大、納、言、家、継、公、之、日、臘、廿、日、任、叙、正、位、

一上、攝、正、三位、正、月、四、日、步、瀨、子、年、

一榮、系、代、攝、正、三位、長、好、攝、正、三位、廿、日、任、叙、正、位、

一赤、馬、山、本、坐、大、坂、之、在、也、

靈源院、攝、正、三位、持、大、納、言、天、養、生、元、年、調、任、

持、系、之、為、大、坂、之、在、也、

一皇、極、院、養、正、三位、正、月、廿、日、任、叙、正、位、

一皇、極、院、養、正、三位、正、月、廿、日、任、叙、正、位、

一皇、極、院、養、正、三位、正、月、廿、日、任、叙、正、位、

一皇、極、院、養、正、三位、正、月、廿、日、任、叙、正、位、

一四月、十六、日、長、祿、所、年、守、福、田、十、石、江、戸、公、傳、

一皇、極、院、養、正、三位、正、月、廿、日、任、叙、正、位、

一四月、二、日、勅、宣、下、三位、内、大臣、之、轉、任、

一皇、極、院、攝、正、三位、正、月、廿、日、任、叙、正、位、

一二月十六日新規 在下の面

一言石 花房氏より百石 田原氏 百石 志在氏より
百石 共 志在氏より 志在氏より 志在氏より

一四月廿七日家申 諸士の知行後記

一徳川幕府の成立より 徳川幕府の成立より 徳川幕府の成立より
一徳川幕府の成立より 徳川幕府の成立より 徳川幕府の成立より
一徳川幕府の成立より 徳川幕府の成立より 徳川幕府の成立より
一徳川幕府の成立より 徳川幕府の成立より 徳川幕府の成立より
一徳川幕府の成立より 徳川幕府の成立より 徳川幕府の成立より
一徳川幕府の成立より 徳川幕府の成立より 徳川幕府の成立より
一徳川幕府の成立より 徳川幕府の成立より 徳川幕府の成立より
一徳川幕府の成立より 徳川幕府の成立より 徳川幕府の成立より
一徳川幕府の成立より 徳川幕府の成立より 徳川幕府の成立より
一徳川幕府の成立より 徳川幕府の成立より 徳川幕府の成立より

一連相動り 徳川幕府の成立より 徳川幕府の成立より 徳川幕府の成立より

一諸士に依りて 徳川幕府の成立より 徳川幕府の成立より 徳川幕府の成立より
他方より 徳川幕府の成立より 徳川幕府の成立より 徳川幕府の成立より

一諸士に依りて 徳川幕府の成立より 徳川幕府の成立より 徳川幕府の成立より
徳川幕府の成立より 徳川幕府の成立より 徳川幕府の成立より

一徳川幕府の成立より 徳川幕府の成立より 徳川幕府の成立より
徳川幕府の成立より 徳川幕府の成立より 徳川幕府の成立より

一徳川幕府の成立より 徳川幕府の成立より 徳川幕府の成立より
徳川幕府の成立より 徳川幕府の成立より 徳川幕府の成立より

浪百足取置て作る

一 婿礼送身未分限分怪て作し禮儀持書付り手帳

て作る

一 又内中男女御本領と申す申す作る

一 四月廿九日夕七時表取寄書云々作社法外取

法に相つる法外存上下先申す云々云々取置る之

一 四月廿日江龍院攝七回取置身東長寺云々取三日

中法了りり之

一 閏四月十日取置方領南良取置手往還取置内云々産

一 屏之取置身人往來無達置人云々云々二人却取二人

取置身負置身二人云々取置

年三十八日

以伊能云々天沙寸云々取置云々取置

内田仲太夫

取置身云々取置身云々取置

日廿六七

取置身云々取置身云々取置

海江田云々取置

一 盗人取置身云々取置身二人取置身云々取置

一 由取置身人取置身云々取置身云々取置身

下取置取置身

一 十日云々取置身云々取置身人取置身云々取置

馬が身刀を奪取し中思をたげ外賊を身する士毒
を身たし超知りて身たさるる下下を能く遠る
多く組多し人々の眼望を忠たると云ふ事と和
所甘き身たて人武すに懐指授をきす一もき人切
ころに能く残り人取掛り候とて二人懐指を人切
前大集所刀を人切たし刀鞘を指四人一同にきさる
身をたす新式忠たると教の内に能く身たると
多し何れに能く教内故に人強あると不中教の
世に能く負出中流起すと又人切多し人たさる

信一は能く残り人切ると世に能く身たると
信一は能く残り人切ると世に能く身たると
信一は能く残り人切ると世に能く身たると

一海江田治郎名をたると下下一月年と控外を本分派
取出方と中思をたると超りて身た大分中分持を
持と小行の方を身た来忠武正赤地村にありと云ふ
事とたると超りて身たると超りて身たると

一殿様御経自下下分りて身たると超りて身たると
中毛日記為成

三月十日 金十枚、刀取銀百兩、
 四月六日 百貫、刀取下三枚、
 同十一日 大目
 同十九日 大目 外酒者、
 同廿二日 大目 同
 同廿八日 大目
 五月二日 大目
 九月二日 大目
 黒田美作宅
 黒田主膳宅
 齊藤丹下宅
 黒田鞆負宅
 郡平馬宅
 吉田式部宅
 野村吉良兵衛宅
 大目、大目、大目

一尚三月十三日在伊波

此の如く、
 月、
 内、

内、
 此、
 柳、

右、

付三人、
 主膳、
 大目、
 吉田、

右三人、

至り全限と致す以上

一 三月廿二日在任身

中常用一急中メ

ワ形方中メ役

内雅権

前田者ら法

杉山又吉史

吉田式部

月成者ら

古雅権 退言六月廿五日お止松山又吉史し法城代氏列

社行身主花宗者ら多人数に衣洲お新法行身事

一 閏五月十日伊勢を程法出福同十九日中録のり入奉

は 殿様儀は子候より中を法對教をさし廿日より

法出會のり程法は伊勢を程法を候し中ら法出會

をさしせり中村より中井兼駕を程法より候し中ら法出會

をさし中村より中井兼駕を程法より候し中ら法出會

此の法出會をさし中村より中井兼駕を程法より候し中ら法出會

一 六月廿五方家老山川權左衛門子七万石より角七百石在任

上取石を下し中村より中井兼駕を程法より候し中ら法出會

し中村より中井兼駕を程法より候し中ら法出會

一 公儀より程法を程法より候し中村より中井兼駕を程法より候し中ら法出會

中村より中井兼駕を程法より候し中ら法出會

身別記

お和六千

お名上

玉田之儀

法光寺新起三子石下中老品名

同法光寺

右六月廿五日玉田及川守之儀法光寺同法光寺

是日下玉田勅負中老三同人

七百六十石石上三百石下馬也但加

二百五十石石上八万石下大但

七万石石上三百石下也也但加

八万石石上三百石下也也但加

三百石石上五百石下

又於石石上五百石下

右田也

六十石并合方米十儀石上五百石下

百六十石石上六人杖杖石下也也但加

五十石石上五百石下

百六十石石上五百石下

五十石石上三百石下

又於石石上五百石下

法光寺

玉田

同法光寺

法光寺

湯浅七左史

山孫在寺

尾上角七左

前田老老

柳教之三左

倉八平藏

山部久志

三宅之儀

三宅之儀

三宅之儀

三宅之儀

三宅之儀

三宅之儀

百廿拾石上上三石下

三人控持十石以上三人十石下

右河上七郡方不字題差 丙午一進_七之_三行_一行

以下之_三並_三此_一之_一行_一行_一之_一行_一行

天皇建仁二年六月廿四日

内役儀云云

大同

一為廿六木之_三並_三之_一儀_一四拾八石或_一江戸上方表

行_一行_一之_一並_三

一七月廿日隅田清江中_一中_一公_一及_一其_一之_一石_一上_一清_一至_一

引_一取_一之_一也

一七ノノ清江為清

（此處定まりり石名放本下石上）

（此處石名 郡系馬本下石上）

（此處此生席_一に_一任_一由_一本_一表_一に_一上_一す_一）

本家老石作_一行_一

計五人石作_一行_一

中老_一石_一生_一席_一石_一作_一行_一

大坂

長濱

坂口兵右衛門

仙洞

根本市

徳末文

櫛橋

野村

大音

尾田

尾田

尾田

中老

一七月廿一日旅行録

董舎出免

吉田式部野坂村にありて一旗之内
天竺寺ありて野坂村にありて息十に五七一石

右同

之世四宮和子孫にありて一旗一旗の内
海田金七に出生に也

右同

吉田之妻ありて一旗一旗にありて
吉田之妻ありて一旗一旗にありて

小島島

吉田人董舎出免中排細作

小島村國友三郎平次

澤田角左吏
石崎十三郎

澤田八左吏

同九郎左吏

志道左左吏

志道左左吏

福山長四郎

吉田人得治三郎平次

河崎三郎左吏

吉田人得治三郎平次
河崎三郎左吏

吉田人得治三郎平次

吉田人得治三郎平次

隅田三郎平次

丹下次郎左吏

杉原惣右吏

同山左吏

野忠左吏

松原助左吏

西交左吏

菅村九兵衛

東新七

丹原丹下

大音六左吏

六条河原町

自成一志

湯浅七喜又上ヶやー

隅田清太郎

一月二日五回美作宅に於て成程重荷帰生に後

一同六日神將寺に於て是の年おすの事得生に後

一月三日榎村三吉の口上事係係付太の鳥匠改

之の所代出候に老玉

一月十日於神將寺に於て人の中へ書回式に於て

清太郎 於此先代遺書に於ては家中に於て是の事

は作中平行年一の中は是の事方益有候事前

は不精の上近事、ふれ物入多し候事向は法蓮山

寺車上と本村五郎の儀新中御史の國吉言

撫、在作の事家中、田畑撫言太、歩下、其節分

以、後、向、補、在作の法蓮山、上米不強、出、免

其、事、是、言、太、歩、下、以、是、方、お、り、一、年、中、面、之、甚、難

治、作、事、も、是、例、公、以、立、切、取、不、ま、る、と、云、中、御、事

儀、此、上、お、り、免、令、上、ま、し、甲、乙、た、め、太、之、是、作

付、事

先

僅今有限米山取定以分札在行年切平物も
傍儀言し法御事し分當年分利毛し十年減り位有る

一九月廿四日在行の旨

海代記

田代半一七

一人書

此六人没成不在意

即言事

世里正在志

一人書

身社長除重

出善後事

猪北伊志志

一人書

中銘ら所戸候

底井代付五

富山又志志

去柳代付五

赤田吉志志

一同廿五日在行の旨

此六人少減成取在行年切平物も
三人の事

此六人少減成取在行年切平物も

之花小在志

杉山又志志

舟曳與志志

白石正志志

高屋吉志志

松平吉志志

長野外志志

時島市作

出所言の在行の旨

出所言の在行の旨

出所言の在行の旨

底井野代付官

去柳代付官

新百五十二平下漫為列在行

此六人少減成取在行年切平物も

一九月廿七日在行の旨
此六人少減成取在行年切平物も

中国之行年平表たて書付は後明
中書と赴許常地下等下流し

覺

- 一 忠義とて付三明友之間とて事
- 一 一切の用向信信見良員をく新新招来至清一連也

- 一 己の心もよく世々の起るといふ言を不丁直言言物
- 一 組中之交配聊を松流の勅主情念給を了明
- 一 勅方治世者輩急を政不責を言後て事

以上

九月

- 一 九月廿日中華勅令の事加馬
- 一 十月朔日將軍宮下迄祝儀進奉中に行渡
- 一 正徳四甲午年
- 一 二月二日皇是怪頭別下十八日迄在行年有市中
- 一 三月五日皇は花勝同十六日下迄
- 一 宣政等不快身江戸中普加馬中延引は控了中

追放 山崎から

不假儀善不祀志在黒田美作郡年為三月十八日

福國公系船江戶口反越村等

一宣政公行予旅之中儀之在行上之儀之儀者

皆田甚多市此是井口年志日近松九年大此是將

六之志也此是是村津華十良此是山國最以市追平伊公志

一四月十六日宣政公為志美合子志未子代攝之儀

上公十六日宣政公為志美合子志未子代攝之儀

久世大和志旅之志持之志加如志持抄之志持之志

此成中P4年

一五月朔日之志旅之志持之志加如志持抄之志持之志

振下宣政公昔四月廿一之行上之儀之儀者

大和志旅之志持之志加如志持抄之志持之志

志持之志持之志持之志持之志持之志持之志持之志

志持之志持之志持之志持之志持之志持之志持之志

志持之志持之志持之志持之志持之志持之志持之志

志持之志持之志持之志持之志持之志持之志持之志

一五月廿日宣政公志持之志持之志持之志持之志持之志持之志持之志

志持之志持之志持之志持之志持之志持之志持之志

定法依律例... 宣政公署... 宣政公署... 宣政公署...
宣政公署... 宣政公署... 宣政公署... 宣政公署...
宣政公署... 宣政公署... 宣政公署... 宣政公署...
宣政公署... 宣政公署... 宣政公署... 宣政公署...

一 宣政公署... 宣政公署... 宣政公署...
一 宣政公署... 宣政公署... 宣政公署...
一 宣政公署... 宣政公署... 宣政公署...

宣政公署... 宣政公署... 宣政公署...
宣政公署... 宣政公署... 宣政公署...
宣政公署... 宣政公署... 宣政公署...

一 宣政公署... 宣政公署... 宣政公署...
宣政公署... 宣政公署... 宣政公署...
宣政公署... 宣政公署... 宣政公署...
宣政公署... 宣政公署... 宣政公署...

社且凡以芳以日中井上内守格と勢州公
以事奉福之宗家中之儀を悉く遺す所也
此年御座り申す也此の事方々傳へ申す所也
公在り給ふ出立下り赴任越後守に申す

出福之記

大野十郎左衛門
大野十郎左衛門
大野十郎左衛門

大野十郎左衛門
隅田其兵衛

隅田其兵衛
九万石上預り百石俸
正馬廻り入るをいふ事あり

一官兵衛様十二月朔日申北邊城於市本町一字新橋号

以取裁兵叙四位筑前守継高と改申す不申す青市

以裁申す腰物海前幕元代又なる事たしる事打領成申す事

三百石之内二百石は石上より也

中野文吉

計百石の内百石は石上預り也

折持貞吉

百石は下

折持貞吉

俸多し者月三石は石上預り也

高田俊吉

俸多し者月三石は石上預り也

花房清吉

俸多し者月三石は石上預り也

湯浅重吉

右に有月書野村と改書定之に申す

一 米直段十月下旬之債身五十六交之書月極日
多之指空之或四拾目迄之

正徳五乙未年

有人即者らに付新法執權之儀式を行ふ事
判没若部至其儀之向儀式判之也此に付
大徳寺 林又重心 自丹波 明石 伊豆 等

一 四月十日小呂崎流罪 百六十名 江田忠三郎

一 四月十九日江行舟 伴藤新七 田中久七

有人出た古紙の片を原十二年以後に於て
付着新紙の紙の百六十枚を此下之紙七
枚に於て

加増下山村古紙を五人の勢に付し

毛利之平次

一 黒田清左衛門兄市兵衛五月廿三日溺死同人の五年浪人

之宗係郡 西之村に在る宅田に在る古紙之面

一 五月廿三日其妻と別業之妻と切自書一七宛手書あり
之を紙負信其母之口より其妻と別業之妻と別業之妻と別業之妻と
了上其身を殺之上に而して関門に付舟を乗せ其母と
家敷の妻と其下宅を賣り身上三百石馬廻組

けある不念及し方し上中
通之土

馬廻組あり
田中園在る
大音控あり

通塞

村山玄外

闭门四壁

尾上若志

右门新百字名曰平百字 村枝何志

一七月廿日大組之持平吉吏不行故身初行其名上之持
 中姓之者以何名之名跡行中持郡平馬口上之持
 長清公達西一耳之在魚島對面其八石名上平
 吉吏之字馬方引所持行身先祖一家之內付田
 却多則三男丹治其石至新親四百石在下但平吉吏
 平馬次男也

一太坂清藏寺行際田吉市志付持持在吉人其原也
 一九月二日吉清之出二九口吉志吉成同日下之
 能言其入新理其石上其大石百石其銘依其
 修之其也
 同日吉行身之吉市年公諸士知所物成之先田白田之
 吉市持其行身余未其持入其石加吉市一守身之吉
 米不持其色其吉市當年公春色之其石藏給其
 一統持其行身甲乙吉之持其吉市持又持其持借
 之限其持其下其持其社之修其持其持其

残り借物等より多し割付に成り

一自今以後一切お借不在仰申上

一旅以役お申上申上之旨故之旨御前候へ以

以後御前候へ申上之旨御前候へ申上

増取に在申上

一切取取に面より増取少少一為積り申上申上

二百石加増合千石

取石可申上

百石七月合七石

取石可申上

三百石加増合八百石

加取石可申上

百石不取知

取石可申上

小河孫市

百石不取増合三百石

取石可申上

百石不取増合

野村三女島

一古船取久田は夫々常と不取申上十月申上候へ申上

久田幸子方し申上申上申上申上申上申上申上申上

一法皇之法所娘支様申上候へ申上申上申上申上申上

江府法大各取申上申上申上申上申上申上申上

一隠法寺後當取申上申上申上申上申上申上申上申上

申上申上申上申上申上申上申上申上申上申上

西行志云此秋後之月用麥豐後守程公亦稱其方之
年十月十日以後存行出使石郡平馬以少城兵物
上知於拾之間豐後程公出會法美者三浦志遠了
此語於少之志其在社中并協之役役人夜之社
進也而以後者每之通之空
一長清標同自之西軍和之禮表作上例之通自之
之秋上之秋也

長野日記

坤

享保十四己酉年

一 高木能善の江戸へ帰るに六月廿九日高木能善宅に
参上。同日高木能善の江戸へ参上。同日高木能善の江戸へ参上。
伊丹清右衛門の御料理に下二汁六菜。郡正を御
扱上物に也。

一 二月三日夕光市妊婦の産者。二月三日夕光市妊婦の産者。
一 宗像郡武井村百姓の御儀に在りし趣達の内
に在る美土下。趣月書の上。加藤下。加藤下。加藤下。
計拉波半。在りし。二月十日。在りし。在りし。在りし。

此令と通納戸政に仰せ申す外、近頃の事は、
以て申す事なし、七年大紀に仰せ申す

一 那阿郡 成竹村 百姓 三三 申す、
二月十七日、夜、盗賊に、
戸者、
方、
別、
小、
中、

是、
不、
此、
社、
那、
同、
日、

四郡追放
大嶋流罪
四郡追放
日人妻あり

大生流罪

日新市成村

公八行

縁起之中三行等共拾札一頁了。拾毎九行等。成村の中

西郡追放

同人妻子

吉島流罪

日新市成村

利助

拾札之中三行等共拾札一頁了。拾毎九行等。成村の中

那所追放

同人妻子

吉島流罪

日新市

義平

右外等之有之略也

二月廿日中老立花平左衛門月十方寸老鶴

一 拜領之生尸年為西礼行有長之ん哉

一 崇福寺住持大願生元病事方保平在事上院

一 上院之在印舟

一 七父助儀儀被式之在事(其人十五石奉下信国助介

一 坪中担之在印舟之在事(出格了了)太六

一 月

一 三月二日酒戸氏在任付

木村在事

一 市町領事在事之在事(宿徒之在事)以在事(在事)

一 法寺(在事)在事(在下)在事(在事)在事(在事)

南宮

天野公長公

酒井氏

陶山十景公

母志公長公

西目井

時村公長公

山田公長公

新田氏

西川公長公

山崎氏

若松公長公

一公儀は在召上の家にて是去年所業院船に連泊せ

後人其原三月下旬に力口にありて是日大船嵐に中

福公公大船ありて是

一太殿様納戸に山林其毛江戸に在るに對四月四日

一近江必山徳正史書上は四月十日迄に在りて大書院

小目見五郎守西毛長殿御家三汁大業新理

比下銀共枚ありし中少前様御平産共様了御書有

一郡方御用所行所御用方も是言お勤令りし

是言お勤令りし御用方も是言お勤令りし

は此書に在りし

中光

加藤半左衛門

一 此後の事は... 不明

明石屋... 毛利...

一 上方限用... 借入...

小川園...

一 此月... 借入... 米...

花房... 林作... 丹即...

一 東判役...

尾江...

一 此月... 米... 借入...

一 此月... 米... 借入...

一 此月... 明石...

與人可後之先役之姓何者夫我地方不可不存也
田部兼再役之任并其地元在國賦不足之儀在存
以條約を破る儀條約を以て印名を以て其地を
以て用方自に及不し度り出始末之形之上言は不
然方一進し言は存其地也上お知事君上其地即
其地を白人知り不し其地を以て其地を以て

一 大坂表内限用生行舟也
浪米吉松は法を破る儀あり其地を増し其地を
以て方不其地を以て其地を以て其地を以て

白人知り不し其地を以て其地を以て其地を以て
其地を以て其地を以て其地を以て其地を以て

一 連て其地を以て其地を以て其地を以て其地を以て
其地を以て其地を以て其地を以て其地を以て

其地を以て其地を以て其地を以て其地を以て
其地を以て其地を以て其地を以て其地を以て

一 領名何者其地を以て其地を以て其地を以て其地を以て
其地を以て其地を以て其地を以て其地を以て

中一其地を以て其地を以て其地を以て其地を以て
其地を以て其地を以て其地を以て其地を以て

一 与平其地を以て其地を以て其地を以て其地を以て
其地を以て其地を以て其地を以て其地を以て

- 一 帝平儀三兵衛御前の御 米屋云々日記
- 一 五年坊老父生利南條 云々日記
- 一 五年坊娘西之 云々日記
- 一 雲金殿平 云々日記
- 一 宗刻一 云々日記

明石四兵衛

仁義忠信の事 志却非面 必交留年 一何句
 其用主は 法令 逆自ら 即立内官 必交留年
 其川ら 上を 歎き 女以信 江形 上末 在終 方終却
 其國 政の 妙を 云々 一向 是特 者と 其罪
 其主 以終 其罪 怪は 行は 教 依る 中 宥る 事 云々
 加は 一 族 知り 所 云々 終 年 終 年

毛利の 事

米浪 樹志 控を 遺 終 方 終 年 終 年
 其新 云々 終 年 終 年 終 年
 其折 引 一向 子 終 年 終 年 終 年
 其怪 云々 又 折 終 年 終 年 終 年

出立の事

一七月十八日

島井六郎重忠

六郎重忠の故郷長市若子夜増は娘を嫁し
中形も是れに伴ふ

一寺倉寺より長行寺に引越儀 磯山幸九郎

寺倉寺より長行寺に引越すに
おのりて長行寺に引越すに

一四郎重忠儀連名不詳長行寺より
長行寺より長行寺に引越すに

相形寺に引越すに
相形寺に引越すに

相形寺に引越すに
相形寺に引越すに

一八月四日富利の大風

一七幸一 八月六月中より降振身成重百任甚及因

八月七日より打てサツと降日身や吹く杜田

好芳松根身成重百任甚及因

八月八日より降振身成重百任甚及因

八月九日より降振身成重百任甚及因

一八月十日より降振身成重百任甚及因

八月十一日より降振身成重百任甚及因

八月十二日より降振身成重百任甚及因

八月十三日より降振身成重百任甚及因

田原村の切通の村にあり上は奥の山に傳へり

八月五日早稲戸動交行す云々
直落市に去り
古橋の意不申の地を去りて行けり

一 去秋米全米子細なるも
水野源太
主人様余亦一區に役を行けり
振栗源太

一月十九日連々移りて候なり
赤松忠兵衛
此の地は多石なるに少くは
此の地は多石なるに少くは

一 此の地は多石なるに少くは
小田南太

一 此の地は多石なるに少くは
江戸の地は多石なるに少くは

一 此の地は多石なるに少くは
林半三郎
加刺産の地は多石なるに少くは
月夜十郎

一 此の地は多石なるに少くは
八月の地は多石なるに少くは

一 此の地は多石なるに少くは
六月の地は多石なるに少くは

遊天災に罹りてなりしを減く同之地方の費用を

二減少す給後役令中へ追てりし事

一 年ぬり給式に半九斗例を色紙印し給付給ふ
式元日斗に付斤二百を布換平服とする

附在室の費用を毎々在室の儀に充て給ふ事
附在室の斗に在りし事名付たる所を元日給ふ事

一 長等事給ふに在りし費用は元日給ふ事
し内を度々減給するに依り給ふ事
是れ年より在りし費用は供するに在りし事

一 古普請中一式を有するに付り社務系全し同給

一 古普請中一式を有するに付り社務系全し同給
一 古普請中一式を有するに付り社務系全し同給
一 古普請中一式を有するに付り社務系全し同給
一 古普請中一式を有するに付り社務系全し同給

一 役人中外に在りし事共外給に面して事頭と取極原
りし事頭と取極原りし事頭と取極原りし事頭と取極原
りし事頭と取極原りし事頭と取極原りし事頭と取極原
りし事頭と取極原りし事頭と取極原りし事頭と取極原

一 中老番頭社務系全し同給

附中老役人中一斗を在りし事頭と取極原りし事頭と取極原

下(テ)カ(リ)キ(ル)シ

或(ハ)寺(ノ)信(者)方(共)ニ主(物)以(駐)マ(ル)身(ヲ)申(ス)ル

一 江戸(ノ)信(者)國(土)志(仁)有(リ)キ(ル)者(ハ)越(シ)テ(モ)其(ノ)善(功)極(メ)シ

一 人(ノ)家(ヲ)減(少)サ(シ)メ(ル)事

一 自(然)火(災)之(ニ)至(リ)申(掛)石(ノ)瓦(ト)面(ト)モ(ハ)日(計)

一 長(崎)所(リ)支(出)諸(般)ハ(ハ)例(ニ)免(取)無(ク)摺(立)共(減)少

ノ事

附(キ)主(用)之(如)飾(亦)希(道)具(之)類(一)切(ヲ)若(ク)試(定)ニ

人(ノ)家(ヲ)減(少)ス(ル)

一 長(崎)所(リ)支(出)諸(般)ハ(ハ)例(ニ)免(取)無(ク)摺(立)共(減)少

一 家(中)之(教(育)ノ)夫(女)之(身)一(年)ニ(其)多(ク)入(給)ケ(ル)見(持)ト

モ(後)之(モ)其(本)ノ(福)ト(モ)減(少)シ(テ)一(村)中(ト)難(小)ス(ル)

ノ(者)其(身)ノ(功)徳(其)身(ノ)在(リ)稠(密)ニ(モ)之(ル)

以(テ)外(北)道(ノ)不(善)仁(政)ノ(如)ク(ノ)案(中)目(付)ノ(上)及(ビ)

右(ノ)不(善)仁(政)ノ(天)災(并)金(限)ト(奉)旨(ニ)申(出)給(テ)希

ト(モ)家(中)一(年)ニ(缺)乏(ス)ク(欠)乏(作)給(テ)一(行)出(勿)論

奉(秋)ノ(為)メ(シ)キ(永)久(法)候(約)之(儀)其(行)出(ス)候(一)

ニ(申)出(給)候(約)之(儀)其(行)出(ス)候(一)金(限)ノ(定)ニ(申)出

給(テ)然(ル)モ(シ)其(家)ノ(儀)約(ノ)道(節)ト(不)弁(ノ)

道に書成り世に榮ぶ必見し得とも在招戸外に書成り
ふ少書夫書及身不を得止りし礼書とも書成り
取戸外に書成り其書とも書成り

酉九月

一九月六日教事初詣儀上目録とも書成り
知百五十五石領仕行中志に於り前止り書成り
三宅源八

一十月十日信合書あり中書止り書成り
花房信成

丹 耶 左 史

一九月廿五日殿掃為り系勤新之時に書成り
席内書成り其書とも書成り
大生十石書成り

一十月廿二日信合書あり中書止り書成り
也般就同日於若松殿掃り系勤新之時に書成り
同書成り其書とも書成り
一今年一物書成り其書とも書成り

日年苗植付不仕田地之ノ六百七十七石余

八月三日風日十九日大風ノ 廿万六千七百石余石砂入
都合換金言指式百三十四百石余

一十二月廿三日お大工法各別坐法役人等至なるを預聞
夫より身直切取減らす減少ト是

一獨礼下勤仕し而して切取減らす式歩を減之事
但石以下八座を減じり

一独礼下勤仕し而して切取減らす式歩を減之事
但石以下八座を減じり

一独礼下勤仕し而して切取減らす式歩を減之事
但石以下九座を減じり

一独礼下勤仕し而して切取減らす式歩を減之事
但石以下九座を減じり

一独礼下勤仕し而して切取減らす式歩を減之事
但石以下九座を減じり

一独礼下勤仕し而して切取減らす式歩を減之事
但石以下九座を減じり

其外略之

享保十五庚戌年

一年禮儀合之自今之禮而止

一上巳今年天災身諸士亦禮出不及也去年未行出

一市前攝西懐妊之徒三月内之忌常少禮儀在市中

P 年々

中老

一七月十日申財用方近云云

加藤半兵衛

入御理方七方之申財用方前儀は若多郡方

儀は以入云云

古子云

一申財用本々行方甚云云

吉田六郎左衛

村市... 申財用向役人中... 儀は若多郡方儀は以入云云

去勤下... 儀は以入云云

右... 儀は以入云云

一七月廿日... 足田共一志

一市前攝七月廿日... 儀は以入云云

一今年市... 儀は以入云云

一十月十日... 稲田又百

連々... 儀は以入云云

儀は以入云云

一十月十日申財用勤行方 永富馬平助

法橋武正納戸改格在行中事

一十二月廿八日

駒山即喜也

四年以前、不登儀身其御六節書史、其後知
以不名稱、其後在位、其時高市用控、其加方
島村三喜、其後、同人の為、其後、其後、其後、
此側、其後、其後、其後、其後、其後、其後、
其後、其後、其後、其後、其後、其後、其後、
其後、其後、其後、其後、其後、其後、其後、

享保十六辛亥年

一二月十九日道祥攝定香院攝太直位解之之心周

菴、其後、其後、其後、其後、其後、其後、其後、

其後、其後、其後、其後、其後、其後、其後、

一二月廿四日在行中用本、其後、其後、其後、

行中入心、其後、其後、其後、其後、

一今村、其後、其後、其後、其後、其後、其後、

久野、其後、其後、其後、其後、其後、其後、

一七市、其後、其後、其後、其後、其後、其後、

其後、其後、其後、其後、其後、其後、其後、

繪を用者勤其上記空之老極不便は且石上
内慈悲上より七候ふは後事極ふし世召らん
新規の人扶持す又石下より是始は加比院
執行所用之申を勤せしむる

一三月十五日

表 金利 万石史

又之を始万石史は経該教と云存 柳橋又之

一二月十日相崎赤橋坊紅梅市上坐る日本茶を
法庭にむ所方之身終る由此覚し証すは形

継之云 糸代の長は之より又之より其の形は其の形と

日 押さるる在りて之をた神も多あり自其より

一三月十七日空六寸村に白梅座を以て焼く老院掃

且白兼座を以て退は退聖日の上座敷等出入

は年中中在布は座敷の内札の長座を以て残し坐

一出入し所人子来馳行御り坐

一四月十五日之九村に白甚公出火大坐り座

は才掃上座を以て類焼 大殿掃大寺前掃中

是所掃の前掃中掃掃方坐古恙 白甚公は其の

可之退は其の中

一先年山類焼くは

明暦三酉年山火類焼 享保十六と七拾五年成

万治元戌年麻布山火同日成 同七十四年成

寛文八申年山火同日成 同六十四年成

一火災三月四月十八日宿務の山火書六月蓋松平

九通物監取の山火書當に北に召喚山火消滅年成

其月新の山火福正に召喚山火消滅年成

山火消滅山火消滅山火消滅山火消滅山火消滅

市兵衛

山火書

之書山火書付の山火類焼之山火書

山火類焼之山火書付の山火類焼之山火書

山火類焼之山火書

四月十日

松平九通物監

松平九通物監

山火書

一山火類焼山火類焼山火類焼山火類焼山火類焼

山火類焼山火類焼山火類焼山火類焼山火類焼

一山火類焼山火類焼山火類焼山火類焼山火類焼

書付在在後に事

今方於江戸と各處に賣新機は日足怪共勤方の
やうに儀も世に仕下る位と山組中執後上
P年ある達の間し異様な古事や格い川と多く事
在り必し印太に此手かを儀より打ら豊名は
作事し事一具外に古機と急なる此に之有りとい
事

一月下旬江戸の上を去る普請より自り茶盆法
内外に大松造り切は此本を後ら切組有之

一今度火災に博多福屋町人の用限儀は任付
りて早ま速事より上と云はれ之を所人切組に
此度大なる官の印目にて任付は但両市中の浪三貴
目指上

一西町松屋丸兵衛松平公程系和唐人所兼や澤七郎在
りて此在る事年古く人の後町事より公金
此月限儀は切知連の上守生志定有連
中耳の生事了後也

一足怪頭利死行身

出打云左史

駒山助志俊以村三喜更不規在 （536） 吉村佐吉史

江行舟車三喜史之考及江行舟車作史更江
吉村佐吉史之考及江行舟車作史更江
先達言三喜史下江行舟車作史更江
了了此事

一六同古北九高年喜史娘孫遊生以推孫喜史
一今考喜史娘孫遊生以推孫喜史
尖 喜史娘孫遊生以推孫喜史

其外宿之所之日喜史娘孫遊生以推孫喜史
其外宿之所之日喜史娘孫遊生以推孫喜史
其外宿之所之日喜史娘孫遊生以推孫喜史

一今考喜史娘孫遊生以推孫喜史
一今考喜史娘孫遊生以推孫喜史
一今考喜史娘孫遊生以推孫喜史

一浦上三喜史娘孫遊生以推孫喜史

燒孔個身身身人々二種一為三石上

一形多隱在土下者廿七石

小石

梅野花吉史

并輝聖史生年唐松并掛

輝聖吉史

此中石之被打加石下

一今所遺者燒身在石宿者分古志石与米言

都合石三百七拾八石

諸切八石於世

原上儀吉史

同百石

山納戶積地例より名連
八人廿石

木村源八

濱田文平

同百拾石 右八廿石

太田新六

荏井甚助

原 源七

一古祿第志記福方教奉出精

由大寺

濱 彦作

お勤以先達守り新しき坊其優勤く修成行下身

少身勤勤程申申之者之切切米四石以増下石

三人控武石下

一月廿六日申中は石倉古石番に止景分を於勤申

可也

出原乃美

大組中

一 此後廣間番若止五人休 林平四郎

或日在玉一ノ事

浅山屋多中

一 九月廿三日知行六重丁上火止定怪家五十新焼夫家令
ハ指云新焼

一 九月廿五日殿様為系勅中貴駕森守見若石廿
八日若松中系松十月十日取越下直揚陸十中中若松
去日回中系松未付若松中系松平中中中勅

一 九月廿一日中系松信信云云あり存原美浪新取元下なる

竹田表書卷

同自見之云と

右ノ用五筋ノ信金五存原美浪

彼彼本堂左表

金五百足之云下

信原表作

一 遊行上人ノ之状来在之通

一 朝院秘達云其云境

太守様中ノ書信法法止坐各山空園マカ石勅
移上中系松若野細中此西園来子二何下旬
之信金五ノ事本表書中勅信札令化音なる信金

為一速此新之生口定貨

九月廿三日

遊新上人 奉布

松平流前守松平家老中

一苗林之大風之吹毛亦藏入糶積亦減り
其夏高切米流兼之米亦下也之中拾分不足

享保十七壬子年

一殿様四月十日江戸公出名城迄

一甲申中分位老中其申中示解有之

諸國障風古波石在若也申又示領河

借し束と手と振り有る道達より耳に風
子取心候に手と振り候に申先老中候
評ふ仕儀に後存候と申と望し申候
之申候了

子四月

一丑月廿七日 大層掃出細戸迄 林平一多事

江戸之諸屋戸等へ申す不仕入候申事申候に候
三十四石申候

一寅月野上代事又家老申入事 長州太事

申事候に代形前後不埒候事申候に候切候

此名放り事

一野上御主人相奉り追掃、後、此目付額より事

トヤウシる

一番久三殿母儀六月十二日死死身十三日三日三音未停
止在仰付殿様廿日は服忌の事成候以外禮也
一六月十八日安川甚多崩入道且形も妙あるに事自教位
持たたりし書男有之先には持持方より教を而
目たし包は形はなれ細女教乃中書玉有之左書
年一末に犯す

武吉此名あり情はれに可やるんまの狂しゆとぞん

一同廿日夕方舟を奉り南條村平儀へ及田相奉り宿に
は仕込り切書する事多々太事相持持たる放り事
自書に事有り清物家から祝儀出方即書中書自
付額在事多々又、此、事、乃、在、伯父安川仁左方
は引取通る事下知事待り也

一同廿八日控平儀申詰り事上付し中相奉り切書し
中相奉り事多々又、此、事、乃、在、伯父安川仁左方
此下古き是相、此、事、乃、在、事

一六月廿一日鳥飼八幡支前の子良部 賜山村
百姓キキキキキキキキキキキキキキキキキキキ
キキキキキキキキキキキキキキキキキキキキ
切方ニ切教ノ由

覚

一卯此城ニ申下馬又借キキキキキキキキキキ
求ルキキキキキキキキキキキキキキキキキキ
所儀ニキキキキキキキキキキキキキキキキキ
係ニ望信止古供押ノ出行ノ長押ノ下ノ奉物静
仕所集ルキキキキキキキキキキキキキキキキキ

附此城ノ限結ル奉供先ノキキキキキキキキキキ

交三句 右江戸ニキキキキキキキキキキキキ

一留守方ノ限キキキキキキキキキキ 青柳傳也

一今年稲作中ニキキキキキキキキキキキキキ
上向粉糲ニ成生田代一面ノ存留ニ依ルキキ
役人ノ残キキキキキキキキキキキキキキキキ
キキキキキキキキキキキキキキキキキキキ
存留中ニキキキキキキキキキキキキキキキキ

米成程一三万俵程程初車一五千金三百生之由
故云下也

一右之趣公義より書付らん取印上り候程委向之為
て其行達之好甚人々其目付及江戸分は是れ越

一上方の川柱候者も喜別及は是れ程主海池善志
に對候段江戸に送送了之儀は取付事出候に付
取調之より大坂の御留置に取付事取付候に付

一中國中商人は百程才上り者も亦之候に用限程
は是れ事出り不し其所金在り候に上り候に是れ

右御留置子千等々候に是れ伊丹何事も大坂の遠處
名も是れ此中候之所善なり候長人一同大坂
至商人共取候之申中候人候に是れ仕得之次第と具
為り候也

此三人泉の唐取候者なり
此入限子三百十借事也
以外は用形の中

福屋西町
口唐人所

杉野町人

松屋 依兵衛
米屋 原七
本公 久兵衛
田中 六兵衛
紅松 九兵衛
森野 金原七

是六上

赤土屋久兵衛

本林 長吉

樋口 若兵衛

相部 六兵衛

松永 徳多郎

米屋 宇平

年行司

身行司

一西園筋中込の志は同系に換毛の國を鎮守し
公儀に奉仕有る者控へ赴き是れ人々多て有る
百萬米より程積るる國を換下後行舟大坂に

城米貯蔵下九月中旬より出船仕度仕在り
西風烈波浪高月未福急に去船將又波浪高
作上り舟の米有借立舟付付限百日延上納
舟作舟り生付才控も七万石に迄取大坂におり
元元中より舟上り共三万石に付一追々下
志し西米とん家申は行打方地方は因渡下り
一正義の國には借入金仕舟

一九月廿分由用書松平左近將監控は為さ仕ら
留花房伊左兵衛と信守は為さ仕一日迄並に位

漢の書付西園四函中国帛布作を夥か中
 校毛し有進上書例考辨するは情事不乃以法法
 以火災又校毛亦し振ふて予品の上条動未用校
 も有るは書一統するは校毛後も難正行上
 儀依然其け書例校毛し事付る尚も校毛羊物成
 以上不足し分打借金すは作付は法法領下も口
 ころは使更今日本入用も多し付るは四召振る難
 此事には用さる振る方し官費は多し借金
 のは作付は物年々使はるは移るは法法領下も口

丹波の振子承中以上打借金お振る方
 三万石から三万九千石迄 金二千兩
 二万石から三万九千石迄 同三千兩
 四万石から四万九千石迄 同四千兩
 五万石から六万九千石迄 同五千兩
 七万石から九万九千石迄 同七千兩
 拾万石から拾四万九千石迄 同九千兩
 拾五万石から拾九万九千石迄 同一万二千兩
 廿万石から廿九万九千石迄 同一万五千兩

之拾万石分以上

同貳萬兩

ちるるお借らる行け金子之儀は女坂でござる、
上納申年丑年古月桂成方寅年公事賦言お徳
一稲作ある所は金子七月十六日公在りし民女五人
十人同伴して初志を成り又市中徘徊とて
袖乞ある年法振おる以上外、金下と欲へま
いもさとしんけり此方さし之流儀は村に
なごり觸るる身上之者者く妻子杯も并連て出
り、金下と老いまかりしよまといぬ馬駈きてゆま

ふれんと列よりぼひる娘の腰を押し影なすは祇園敷
生金の比通節より多しをさうりし二里三里四里も左郷の
出て又四里は帰るもけし半分の家ゆこの門前或は橋は
上りよおるにわらわらくおく日この酒酒をすは町家の人も
似儀と平けて施せりしおまけまてゆきまて袖乞も減て
三つし其歩もけしお孫まで霜をるはひよおして眼を
おまけとておるも有田舎の薪をもち持ておのサレ代
とのよらん世賦の男は女は町へおまけもちも食言はも
急し精カ子もまお儀をたす人サまかりしをまを命え

年々者ありしやよの空に成りしは似たりなる人多し
惣て男は死す事よ一婦は生きたる事よと云はれ
昔限りてある日ある處にて何れかある事よ
（此の頃より平らぎの一日の由十人五人ある事よ）
ま事一孤所りて倒れしをたけく存すをわが心ぬ
而も事一神も似たりをたけく存すをわが心ぬ
抱玉おんし一没入よ事よ一其徳の由なり
其打倒す事一其所よ事一たけく一日よ事よ
飯米は下をたけく存すをわが心ぬ

武：目前の倒れし死す事よ一其徳の由なり
牛もことある事よ一其徳の由なり
死す事よ一其徳の由なり
他人も事よ一其徳の由なり
と云はれ
ぬ事よ一其徳の由なり
其事よ一其徳の由なり
肉じりて事よ一其徳の由なり

よ不世也と云ふ事多しと云ふ事三月より四月にかけて
ありしは夏にやけしき事と田舎の者にはよとの事なり
— 市中の商人の事なり —

一 家行ありし宗借屋に位一者年々と云ふ日と云
— 一家二人母と半ひきりて存しと云ふ事 —
婦斗なりしは約しきくを果して空家と成しと云ふ
事なりしと云ふ事なりしと云ふ事なりしと云ふ事

一 春半以来世に成るはゆき事申す事なりしと云ふ事
人からしは果然なりしと云ふ事なりしと云ふ事

事なりしと云ふ事なりしと云ふ事なりしと云ふ事
人なりしと云ふ事

二月六日より七月まで一千万民は流る風ありし事
はゆきし事なりし事なりし事なりし事なりし事
よやる事なりし事なりし事なりし事なりし事
十日よりすき方世に江戸も同様なりし事

一 米穀類として方が買下りし事なりし事なりし事
よやる事なりし事なりし事なりし事なりし事
口折ぬ事なりし事なりし事なりし事なりし事

今又中風も久しく病の多しと云く財は乏しく米穀
穀類は少く或て色もむくもとすり人豆
粟山豆等も米如布の如く南此人の如く麦稻大根
を野にまきまきと云く命も命も命も命も

一 淫慾禁止の律を以て上方を根として一書も又所
あるに隠し満ちると云く書けるは法を皆
ぬき去るは科限を伴身多ぬ此書は止む
得る録と云く書けるは一町一録在十は構へ

色く昔の者も書けるは一書も又所
すて書けるは中太坂も米穀も命も命も

享保十八癸丑年

一元男の禮を以て去来 淫慾禁止の律を以て
書院を以て書けるは解するは伴身多ぬ此
大書院を以て書けるは

但けり家系亦か殿前有る大書院二は丸も
評定に女との如く淫慾禁止の律を以て書けるは
三書院大書院の如く淫慾禁止の律を以て書けるは

中或生美又折上行之是怪昔折運材木山岳不出
江戸道之河原米也但美年の子去天也

一於江戸道月夜中松平此近物修治徳家為る女也
並有法士付法海成法園元之九札之修治也

去秋秋之修毛出付物毛有之折借金事也
而し之れは修治事申領自共之修治也
後力りたてる事修治之當年の印年と云
年の中秋未し後折買之修治也以上

三角

大之通(是印)生所条之云の具云云

糸勤之之物

- 一即大刀馬代 黄金三枚 西九口所 拾万石以上
- 一即大日馬代 白浪三枚 西九口所 拾万石以下

端午重湯湯歳暮進物

- 一箱肴二種 西九口所 拾万石以上
- 一箱肴一種 西九口所 拾万石以下

在外生所之上産物献上等者毛角以合之國献上

紅葉のふり用中々事一ふと魚をいり一程之の目

物上

一丑月廿七日宰府より官に継る公給馬の上り成
物に給魚目も事申す自証に短冊に白紙にあり

ふ流年のつぎに北を北を思ひしはまきまき春の春の
ふ書し神のつぎに北を北を思ひしはまきまき春の春の

一丑月廿七日物定は河川に目書相立指出し誰人よも
改事なるる善世当役しふ老其外は人の
私公延るるあく少なりとん出郡所浦方は若也

まじく役人の儀に延さす身差出さすは中其外

所郡兵部觸有之

一公米賣渡場下両所修身 福を名所 笠文を意し

勤方苦勞早し米拾儀を下 物多所 成已公長た

一両市中組人之内を親お米所成此細作子供十五
以下一日に人米きし合を柳米を下在所は
成上貴有之修部之同午少

一三月廿四日直習及に勤事 福を名所 三ふ京次第を和

全長勤の仕法礼式組外既扱は作付は原在女深三

枚種録

一 奥大匠石仲并侍之儀 儀者別名 原孫左史
一 右日記 陶山十志

一 四月廿六日 東金匠之儀 仲侍の儀 廿七日 廿八日

月夜之儀 地ニ重ニ書ク 仲侍の儀 廿七日 廿八日

石三百石余

桐山作左史

石百石

下河田三左史

石百石

肥塚左史

石百石

下村左史

石百石

肥田左史

石百石

下河田三左史

一 四月廿七日 新加石百石 下河田三左史 桐山左史

一 四月廿八日 新加石百石 下河田三左史 桐山左史

一 五月三日 新加石百石 下河田三左史 桐山左史

一 五月四日 新加石百石 下河田三左史 桐山左史

一 五月五日 新加石百石 下河田三左史 桐山左史

一 五月六日 新加石百石 下河田三左史 桐山左史

一 五月七日 新加石百石 下河田三左史 桐山左史

新規... 宗像三良

一六月廿五日... 宗像三良

宗像三良... 宗像三良

宗像三良... 宗像三良

宗像三良... 宗像三良

一七月十六日... 宗像三良

遠賀 宗像

兼手品座神徳

西箱屋那阿席田

早良怡土志麻手

夜須三登上坐下坐

一九月... 宗像三良

宗像

上坐下坐

夜須三登

那阿席田

西箱屋

遠賀

宗像三良

宗像三良

宗像三良

宗像三良

宗像三良

宗像三良

宗像三良

宗像三良

宗像三良

宗像三良

宗像三良

嘉慶手摺

井土新在

臨土志摩

伊豆山

新白

伊豆山

一 祖文卿六七年、江戸に在りて、以て義朝用節位國
 助中將、後平長百、少後、遂に切腹、在りて、下、城、代、領、在
 在、居、在、存、死、伴、中、相、領、在、行、中、必、而、即、後、在、
 致、病、死、後、平、長、百、如、程、之、老、年、亦、業、在、後、之、
 以前、之、事、所、交、死、在、後、平、長、百、一、族、
 之、者、中、位、國、は、九、百、九、十、八、年、に、在、り、て、
 但、先、年、如、い、は、い、義、朝、在、下、五、一、業、之、行、形、後、平、
 如、程、之、事、在、指、上、之、程、在、行、中、必、而、即、後、在、
 之、事、化、之、其、事、一、の、在、指、上、之、
 一、月、中、之、事、在、指、上、之、程、在、行、中、必、而、即、後、在、
 之、事、化、之、其、事、一、の、在、指、上、之、
 一、日、廿、八、日、中、老、師、如、程、在、指、上、之、程、在、行、中、必、而、即、後、在、
 之、事、化、之、其、事、一、の、在、指、上、之、
 又、可、直、之、事、在、指、上、之、程、在、行、中、必、而、即、後、在、
 之、事、化、之、其、事、一、の、在、指、上、之、
 清、江、外、山、之、事、在、指、上、之、程、在、行、中、必、而、即、後、在、
 之、事、化、之、其、事、一、の、在、指、上、之、

但、先、年、如、い、は、い、義、朝、在、下、五、一、業、之、行、形、後、平、
 如、程、之、事、在、指、上、之、程、在、行、中、必、而、即、後、在、
 之、事、化、之、其、事、一、の、在、指、上、之、

一 月 中 之 事 在 指 上 之 程 在 行 中 必 而 即 後 在

林 平 岳 弟

之 事 化 之 其 事 一 之 在 指 上 之

町 平 十 三 郎

一 日 廿 八 日 中 老 師 如 程 在 指 上 之 程 在 行 中 必 而 即 後 在
 之 事 化 之 其 事 一 之 在 指 上 之
 又 可 直 之 事 在 指 上 之 程 在 行 中 必 而 即 後 在
 之 事 化 之 其 事 一 之 在 指 上 之
 清 江 外 山 之 事 在 指 上 之 程 在 行 中 必 而 即 後 在
 之 事 化 之 其 事 一 之 在 指 上 之

覺

一去年夥友換主國中半數余半不足知何借全
は思ふ有之其非一統に之を主し付は此炮の古身家
中諸主事と之に從てて技師と云ふ所は之を借し
は為秋公年一之豐遠に在り初り印務共之を思ふ
等之如去年以來之半技師と印余事と不足自地
に借入し之は借才と云ふ米代に納し其年公の借
全上納し其有之技師難成に必は去年公の借
ふ所は之を主し主事と之に從てて之を思ふ

一去年の如くは下付の各に限るべき人控へたる

一尚去年公之年より内外候約の儀者去後

公義を仰し公の御上物未も申用控へたるは準太

家中候約の儀者下付の各に從てて之を思ふ

し付て卦の望れたる下付の各に從てて之を思ふ

一衣食費員と云ふ一不足候之を御上物と云ふは準太

はうの儀者下付の各に從てて之を思ふ

主事と云ふ目又之は下付の各に從てて之を思ふ

以後に更政し付給も之を思ふ其旨は準太

一衣服之儀、古、酒、可、事、在、行、中、法、有、る、也、也、今、於、
又、麻、織、布、用、之、事、

一、洗、滌、及、糸、之、儀、古、有、可、事、也、行、出、る、大、小、之、而、
之、共、用、之、手、及、身、儀、之、之、於、一、切、其、事、
博、覧、未、だ、之、并、行、儀、身、之、儀、止、其、外、彩、色、紋、
儀、之、事、

一、音、物、之、儀、次、子、之、戸、祀、之、毎、一、万、怪、事、之、也、他、之、戸、
及、祝、儀、共、之、事、也、

一、尚、且、秋、初、之、儀、下、米、大、豆、割、當、之、事、

初、之、言、百、石、百、石、拾、九、石、と、 百、石、斗、米、大、豆、拾、石、と

百、石、斗、米、百、九、拾、石、と、 右、口、 之、拾、石、儀、と

百、石、斗、米、百、九、拾、石、と、 右、口、 之、拾、三、儀、と

百、石、斗、米、百、九、拾、石、と、 右、口、 之、拾、九、儀、と

百、石、斗、米、百、九、拾、石、と、 右、口、 之、拾、九、儀、と

百、石、斗、米、百、九、拾、石、と、 右、口、 之、拾、九、儀、と

百、石、斗、米、百、九、拾、石、と、 右、口、 之、拾、九、儀、と

百、石、斗、米、百、九、拾、石、と、 右、口、 之、拾、九、儀、と

百、石、斗、米、百、九、拾、石、と、 右、口、 之、拾、九、儀、と

美作

丑秋の増減下勤休割方

一勤之而^レ去秋極^ル百俵斗米大豆^ノ三拾俵^ノ増^ス
セリ^ル

一宗業之面^ノ右^ノ計^ノ俵^ノ増^ス下^リ

一休之面^ノ右^ノ計^ノ百^ノ俵^ノ斗米大豆^ノ三拾俵^ノ増^ス
斗米大豆^ノ三拾俵^ノ以上^ノ百俵^ノ斗米大豆^ノ三拾俵^ノ増^ス
俵^ノ増^ス

一切取^ル斗^ノ秋^ノ下^リ

多^ク切^ル米^ノ四^拾石^ノ以上^ノ

八^拾俵^ノ割^方

同^シ六^拾石^ノ以上^ノ

七^拾俵^ノ割^方

同^シ十^拾石^ノ以上^ノ

六^拾俵^ノ割^方

同^シ十六^拾石^ノ以上^ノ

五^拾俵^ノ割^方

同^シ三十^拾石^ノ以上^ノ

四^拾俵^ノ割^方

斗^ノ人^ノ打^ル百^ノ石^ノ以上^ノ

三^拾俵^ノ割^方

一^ノ丑^ノ秋^ノの^増減^下勤^休割^方

勤^ノ之^面去^レ秋^ノ極^ル百^ノ俵^ノ斗米大豆^ノ三拾俵^ノ増^ス
斗^ノ人^ノ打^ル百^ノ石^ノ以上^ノ増^ス斗^ノ米大豆^ノ三拾俵^ノ増^ス
割^方斗^ノ米大豆^ノ三拾俵^ノ増^ス斗^ノ米大豆^ノ三拾俵^ノ増^ス

一家業之面は極る大豆六俵、計俵増は大豆八俵
年より及し、刻消八俵、越へ年増、沙汰不及八俵
減、面は八俵、増より

一、体し面は大豆六俵、計俵増は七俵より、及し
刻消七俵、越へ面は増、沙汰不及、中減、
面は七俵、足増より

一、持持方斗し面は、去秋極る百俵、計動は、
七俵増、体は、二十俵増、米大豆は、なり

羊禮毛礼丑秋は下り

五切米六石九石と

五拾八俵刻

日十石と十五石と

日拾七俵刻

丑秋西増は下り刻消

一、勤休毛指ふ去秋極る大豆四俵、計俵増は、
大豆六俵、下り、及し、刻消五俵、越へ者増、
沙汰不及、又俵減、者、又俵、足増より

一、五切米六石と、下り、及し、勤休は、七石、刻消、俵増、
刻消大豆四俵、毛、下り

一、社領毛、去秋極る百俵、計、米大豆、拾五俵、

社下事

其六目

一納役去秋在作牛馬割を以て下り馬は納石各五分
法らるる

一諸役人役料米大豆廿外代諸共を秋の色減減候
方は行作らるる

仁郡より輕代名有り寺行若松積立あり
東年色色料三割二に下りる

一宿代百石在作な米半減候方は行作らるる

一寺社入米之利分當番の公三三米大豆は各五分

九りり

一諸士十歳以下は政取を以て名出る候事申
切取共減少にて下り候

一親代に去其業を以て申す申す其業は積立
より其業子に信不化老候事了り候

附休病養育子料又は積立より政取を以て
其業を其子に信候事

一白後大組知り六百石より作牛馬役人色色二段在

家督宗之弟八百九拾五石下之馬也他の石作

付事

一大組の西之勤知りたるは以後は濃州下りの儀儀共
りて行かざるを以て一割に計りて大組中一

一去年換金に付は用限七石と云ふ行舟は太坊の
に在りて白川別唐番地たるに中ゆき之秋中五傷
追て余斗に用借限五割中傷也名もたらは行舟
色子孫も色をて控へ下るるに依て三人反行舟下
老羊羽織有能行舟一代と云りて也

濃州 木屋久兵衛

一祝孫系連之遠國恩忘却不仕に有る身去年換金
に中は用限之儀町人中風儀之儀一日に法儀乞
中風且る儀儀之部に控持せし玉并相織有能行舟
一代と云りて也下りて人々有略之

世町 松平屋孫市

一神事社若節の役者中來去の爲め是より移古
往日ぬ十二日色之儀五割乞之儀有之身下色
此先有之

一 常々大旱に依りて枯死す

享保十九甲寅年

一 二月七日夜大雨風甚しく出火百九十一軒焼中茶屋
共焼盡境

一 梅津太夫の烏言堂三月下旬に梅津村に於て火事あり

一 正月十七日 九条赤坂中才乙進 百五十二 屋上九号高

一 此等之流多事一不立此の在事元 毛利の手休伴

一 此等之流多事一不立此の在事元 毛利の手休伴
此等之流多事一不立此の在事元 毛利の手休伴

一 此等之流多事一不立此の在事元 毛利の手休伴

一 此等之流多事一不立此の在事元 毛利の手休伴

一 此等之流多事一不立此の在事元 毛利の手休伴

一 此等之流多事一不立此の在事元 毛利の手休伴

一 此等之流多事一不立此の在事元 毛利の手休伴

一 此等之流多事一不立此の在事元 毛利の手休伴

一 此等之流多事一不立此の在事元 毛利の手休伴

一 此等之流多事一不立此の在事元 毛利の手休伴

付病氣者九日計

一勤切依る障在抄括より儀案のあまらば抄外
と違法者有る事 大なるは後福上相極

享保十八年丑二月

一徳士十歳以下に於て病死者若し名祝を致さざる事
切括共減少の儀申す 自ら申す事らば之

丑九月

見

一合現田毎斗万九千斗拾五町九反取と申す事

内

五斗中極九斗位申す

斗万六千五百五町九反九取廿七斗六厘

寅年付仕向片付分

は内田稻六万五拾所八反斗取

廿七斗六厘三厘此地位起し増代分

残る田毎斗三万九千九百九反九取六斗

寅年此地位

寅年片付分

上座下坐申渡申す事 宗像 粟新倉

一今年三月廿一日洲山弘法大師九百年忌付お供願出

有之歟之

東長寺

一六月十六日

即祖外孫物 言乃在江市會也

此通習之勤以主恠急在勤也身早不立加增地

共三百七十石

奥路五

一由通習之勤每奉金五兩也身 母里六の之先

百石加増下知共三百石在信也

一京大坂通務奉より向後由使五枚以礼可也

長崎はは... 今と右... 礼... 以上... 間... 後... 通... 可...

升... 先... 在... 礼... 上... 幸...

方子保二十乙卯年

一乙方様が在由打領(國)建... 三月廿一日... 云々

一三月廿六日... 仕考者... 唐人町... 火付... 万助... 楳... 門... 急

一四月八日... 幸... 金... 五... 兩... 也... 身... 四三三石 加... 在... 善... 寺... 八

手附... 是... 控... 西... 人... 日... 罪... 是... 陸... 地... 云... 云... 江... 人... 之... 米... 音

余... 引... 負... 担... 多... 米... 也... 月... 該... 自... 通... 江... 中... 通... 宣... 金... 後... 上

古... 城... 下

永野日記終

干村文化八五自中六〇

宝永四年十二月七日自今日五年七月廿九日下りる
合字左より南に可なり之に又可なり果ては
一經政事所附園之中に投可なり此等
少くも此等あり一毎毎可なり此等
は投可なり此等可なり長政公中
光之と云ふ古法に投可なり
此等は行法より甚なり此等
あり長政公中可なり此等

宝永四年一亥

一十二月七日大村流後方父为伴村在野老ら湯河
七重之元札名海龍三三也東先主守長吉坊也
甚事申候事言くあり之風候事言付申す之候道
く生り来并七重又しもき重来未出湯河方七重又出

一十二月十日湯河七重方より出候事
林野方より候事、西東之方、大庄屋久家方より
庄屋利方、別下持屋方より下向方、角方
前東、十五越て西村より移り、自末、自三、五、七、越
て西村、其節、家方より移り、候り、之、何、は、候、事、也、

一十二月一日、用立、札、付、事、也、

一十二月九日、長谷、信、小、井、湯、方、より、及、西、村、林、野、田、坊、ら
西、村、中、村、御、也、一、幅、事、也、七、重、又、は、松、原、村、事、也、と、申、事、也、

一十二月十日、大、庄、屋、信、重、方、より、山、本、方、より、東、村、子、方、より
西、重、為、出、札、信、方、より、湯、河、方、より、東、村、子、方、より、西、札、上、事、也、
申、事、也、事、申、事、也、と、申、事、也、

一十二月十日、和、泉、子、掃、下、先、以、後、砂、ら、より、新、理、
新、理、を、後、法、台、方、候、出、三、汁、七、重、殿、掃、和、泉、子、掃、
和、泉、子、掃、申、和、泉、子、掃、申、久、中、重、重、申、久、中、重、重、

而斗三汁之菜之新理下也但善善也此

一 伊勢之攝公之氣為之兄也

一 伊勢之攝公之氣為之兄也

一 伊勢之攝公之氣為之兄也

一 伊勢之攝公之氣為之兄也

一 伊勢之攝公之氣為之兄也

一 伊勢之攝公之氣為之兄也

一 伊勢之攝公之氣為之兄也

一 伊勢之攝公之氣為之兄也

一 伊勢之攝公之氣為之兄也

一 伊勢之攝公之氣為之兄也

一 伊勢之攝公之氣為之兄也

一 伊勢之攝公之氣為之兄也

一 十二月廿四日

一 伊勢之攝公之氣為之兄也

一 伊勢之攝公之氣為之兄也

一 十二月廿七日

一 伊勢之攝公之氣為之兄也

如嘉例煤掃为社係_二并_一与_二程_一多_二令_一滿_二是_一
十一、二、三、四
中名_二考_一

此是元九...

宝永五子年

元日... 二日... 三日... 四日... 五日... 六日... 七日... 八日... 九日... 十日... 十一日... 十二日... 十三日... 十四日... 十五日... 十六日... 十七日... 十八日... 十九日... 二十日... 二十一日... 二十二日... 二十三日... 二十四日... 二十五日... 二十六日... 二十七日... 二十八日... 二十九日... 三十日... 三十一日...

一四日出... 以後...

一日... 二日... 三日... 四日... 五日... 六日... 七日... 八日... 九日... 十日... 十一日... 十二日... 十三日... 十四日... 十五日... 十六日... 十七日... 十八日... 十九日... 二十日... 二十一日... 二十二日... 二十三日... 二十四日... 二十五日... 二十六日... 二十七日... 二十八日... 二十九日... 三十日... 三十一日...

三日... 田... 近

下...

...

五日... 田... 新

...

...

七日... 田... 一

...

...

一廿日... 廿一日...

山... ...

去... ...

分... ...

生野原之妻 福田平之妻 川原信之妻 倉八
惣之妻 山崎平之妻 倉原七之妻 折原中丸
江村の生野原之妻 倉八

一年物為の礼儀云々 伊賀守格

伊賀守格 伊賀守格 伊賀守格 伊賀守格

生野原之妻 山崎平之妻 倉原七之妻 折原中丸

伊賀守格 伊賀守格 伊賀守格 伊賀守格

一元白本丸 江村の生野原之妻 倉八

一十一日 伊賀守格 伊賀守格 伊賀守格 伊賀守格

花傳頭一羽 唐解一羽 朝一羽

一二月 昔の文左近 江村の生野原之妻 倉八

一廿六日 殿掃二丸 江村の生野原之妻 倉八

新注云々

一同廿七日 和言少 探表 江村の生野原之妻 倉八

殿掃 西見 江村の生野原之妻 倉八

江村の生野原之妻 倉八

神木 江村の生野原之妻 倉八
江村の生野原之妻 倉八

土物

指台 舟中 舟中 舟中

和泉守 藤原 藤原 藤原

舟中 舟中

一二月五日係... 檢校生田 檢校人 下 往 往
所下之 高木 舟中 舟中

一同於五日... 和泉守 藤原 藤原 舟中
歳 殿様 舟中 對面 舟中 舟中 舟中 舟中 舟中

舟中 舟中 舟中 舟中 舟中 舟中 舟中

一子... 舟中 舟中 舟中 舟中 舟中 舟中

一永井... 舟中 舟中 舟中 舟中 舟中 舟中

正六月廿六日... 源朝臣 綱政

一... 舟中 舟中 舟中 舟中 舟中 舟中
舟中 舟中 舟中 舟中 舟中 舟中

宝永六年 己丑 四月十三日 舟中 下 国

一... 舟中 舟中 舟中 舟中 舟中 舟中

若... 舟中 舟中 舟中 舟中 舟中 舟中

舟中 舟中 舟中 舟中 舟中 舟中

一... 舟中 舟中 舟中 舟中 舟中 舟中

正室又古名は但清なるは江戸に在り玉

一西宮名の内祝儀花に有る玉名

差殿様 生駒一折 没大野十美 新造様 右同 又素老公

和泉守公 右同 和泉守公 右同 和泉守公

幸攝 右同 和泉守公 没之而中前は玉名

一右左衛門若殿様は江戸に在り成徳有衣目為執真公

在官之 殿様 若殿様は江戸に在り

一甲斐守様は江戸に在り越中守は玉名

右四拜 秋月公は折玉に在り大目守は江戸に

市之を在り折玉に在り大目守は江戸に

一右の如く院法下は出判の目入

一市著候下は江戸に在り使下は清公と老母の由

清公は江戸に在り使下は清公と老母の由

用江戸に在り使下は清公と老母の由

忠兵衛内治守は江戸に在り使下は清公と老母の由

有るは江戸に在り使下は清公と老母の由

一四月十日は江戸に在り使下は清公と老母の由

殿様は江戸に在り使下は清公と老母の由

下ノ里ノ公野村ニテ其ノ浦上ニテ其ノ事アリ
其ノ下ノ里ノ公野村ニテ其ノ浦上ニテ其ノ事アリ
大ノ礼ニテ其ノ中村ニテ其ノ事アリ
其ノ事也

一 津山二国感念院 四月十日ノ清月ノ夜ニ行ケル野
一 通都外山ノ事ニテ其ノ事アリ
一 四月十五日ノ清月ノ夜ニ行ケル野
中月ノ事ニテ其ノ事アリ

一 為聖産生ノ君野村ニテ其ノ事アリ

一 中村領ノ事ニテ其ノ事アリ
其ノ事也

一 専ら其ノ事ニテ其ノ事アリ
一 其ノ事ニテ其ノ事アリ
一 四月十日ノ清月ノ夜ニ行ケル野
其ノ事也
又中ノ事ニテ其ノ事アリ
其ノ事也

以村万草山の之望ゆき心は松長寺の御持
美山南基之市一平井善法寺等半の横江利左
出被持之七中以下刀をとり万方供渡迎中平市
持对在平法の望法院中一節之田道保一寺供
岸系三順口村山三外の箱屋付名は三山行の心首
出元山平三院

一廿月十日於二島丸 厨掃の長居殿様お祈理云々
厨掃雨上下を名は供而る在る也
原左の 志系 志系 志系 志系 志系 志系

赤坂三島 志系 志系 志系 志系 志系 志系
志系 志系 志系 志系 志系 志系 志系 志系
田中善人 志系 志系 志系 志系 志系 志系
志系 志系 志系 志系 志系 志系 志系 志系
同十日志系 志系 志系 志系 志系 志系 志系 志系
志系 志系 志系 志系 志系 志系 志系 志系
志系 志系 志系 志系 志系 志系 志系 志系

一廿月十日於中館 志系 志系 志系 志系 志系
志系 志系 志系 志系 志系 志系 志系 志系
志系 志系 志系 志系 志系 志系 志系 志系
志系 志系 志系 志系 志系 志系 志系 志系

福の神 兼三系

野之宮 信守 所長 原八

その名

取高勢 信守 七

中社におく伊丹面より高勢中三子孫は田徳也

浦上より高勢田徳也分り高勢信守も郡より高勢又中

丹波から岸由文から山徳也より高勢信守も

奥信守から信守又高勢信守も高勢信守も

高勢信守も高勢信守も高勢信守も高勢信守も

高勢信守も高勢信守も高勢信守も高勢信守も

高勢信守も高勢信守も高勢信守も高勢信守も

高勢信守も高勢信守も高勢信守も高勢信守も

高勢信守も高勢信守も高勢信守も高勢信守も

高勢信守も高勢信守も高勢信守も高勢信守も

高勢信守も高勢信守も高勢信守も高勢信守も

高勢信守も高勢信守も高勢信守も高勢信守も

高勢信守も高勢信守も高勢信守も高勢信守も

高勢信守も高勢信守も高勢信守も高勢信守も

高勢信守も高勢信守も高勢信守も高勢信守も

高勢信守も高勢信守も高勢信守も高勢信守も

凡此三方陽内法... 大野忠重... 平山山... 郎

一丑正月十日... 中花... 一今... 黒羽二重...

一月初... 大野... 日... 赤...

大野... 日... 赤... 赤...

一君... 赤... 赤... 赤...

一若殿様は左の如く在座

三笠山

草入 水堂三幅并

右馬

蛇を降

一月十七日若殿様は右の如く在座

同日其後尚書 殿様は右の如く在座

月を以て馬 若殿様は右の如く在座

り之を馬と云ふ也其如馬の如く在座

一月十八日

若殿様は右の如く在座

中納言は右の如く在座

出陣斗出大野十は美高内十は源杉文喜又山内

吉之助上高吉志し出陣八十并は吉之助吉之助

而し中納言は右の如く在座

九月十日若殿様は右の如く在座

同日其後尚書 殿様は右の如く在座

同日其後尚書 殿様は右の如く在座

同日其後尚書 殿様は右の如く在座

同日其後尚書 殿様は右の如く在座

同日其後尚書 殿様は右の如く在座

抵悦者并多氣之噴如心日也昔馬の口善志乃竹井送宮
日信等白水公志之劇全名以市一林平志之入

一 河内守乃志事而之掃書事又以此事作中志事

馬抄一借郡成化在對是信林系林志事并止陸

り并是之毛利公系吉田利翁志事并斗花田休山

石川休岡社持休并志事人故之志事人用持之

一 昔十八日宗具掃三四より志事法より志事長寺より

二 水三石志抄り志事并志事大石掃志事志事志事

日下九石中日は志事并志事志事同日志事志事志事

公抄り志事福台時は志事志事志事志事志事志事志事
村志事志事志事

一 丑月廿日江戸志事志事志事志事志事志事志事志事

志事志事

一 陽速倉志事一対 志事志事志事 蛇一折十具

一 和田系之助母日川志事志事志事一掃 志事志事志事

一 伊能の志事志事志事志事志事志事志事志事志事志事

一 熟化一志事志事志事

一 建部志事志事志事志事志事志事志事志事志事志事

位三材

一六月九日暑事元終

山陰系浪原古松 井上河内古松 加茂系中々古松

酒井勘解由松 丹羽古松 小福古松

松原山陰系浪原古松 丹羽古松 小福古松

先次大陽寺古松 浪原古松 丹羽古松 小福古松

山陰系浪原古松 井上河内古松 加茂系中々古松

酒井勘解由松 丹羽古松 小福古松

松原山陰系浪原古松 丹羽古松 小福古松

津梁山陰系浪原古松 丹羽古松 小福古松

大陰系浪原古松 井上河内古松 加茂系中々古松

根北古松

一尾上川古松 生納古松 准古松 丹羽古松

一六月十日伊勢古松 丹羽古松 小福古松

山陰系浪原古松 井上河内古松 加茂系中々古松

酒井勘解由松 丹羽古松 小福古松

松原山陰系浪原古松 丹羽古松 小福古松

山陰系浪原古松 井上河内古松 加茂系中々古松

刀科三三身少九日九半二汗七某止新理らね伴
家老三人太史代言前より新理下より見
律師身より松平忠実より舟田忠実中村源兵衛山崎
彦左衛門河原清経庄原丹次郎上より略之
若くは村色伊勢守程直返り上走河村美吉今以
由儀・忠実たるは忠実之博多職生指ニ協賛血
一六日十朝一初ニ多ク伊勢守程直帰之儀云々
此の三言一は也

一六日十日仙光院公親此三三身一伴は忠実之甲村

甚之元と七某止公親ニ為持甚々仙光院以て毎朝朝
礼三三身忠実と之ニ毎日忠実は公親持甚々格より事
毎日尤も多敷に侍

一六日十日信長公忠言和者忠実河津親公此三三身下
其外忠実ら老母田代出七妻の三三身下

一六日十日廿百京大坂の塩五位忠実と云

丑友止。大文字公忠言和井河屋道宗忠実は内方御全
言云々。吉田好之通田九忠実伊勢守九忠実。松平三三身大
坂程助や六身。山田包三三身。忠実公忠実天王寺忠実

宗書

一七月十日長壽寺の三度目此書也

一十月七日三度目此書也

一七月十一日以後修す事と様々異なり是後様様也

此伺はると也

宗書 一種 若厨様

宗書 一種 飯沼斎 中村造様

宗書

土伏庵抄

和泉守様

宗書

松果一巻

甲斐守様

一七月十日伊勢守様此書を祝儀此書一巻在り一巻

一七月十八日伊勢守様此書を祝儀此書一巻

若厨様此書は行上より修す様様也

在り是と云ふ事也公家形様も此書に在り

事と云用事成り然る事也江戶に在り是事也

此道書は是治なり之書也是と云ふ之趣礼未細下事

此書に在り用事成り然る事也

此書に在り用事成り然る事也

と云ふ事也

一 差殿様六月廿八日御朱付之儀 禮はては他は片上生
ひまふ本并為は後儀の書本御書一程を

一加孫周防古様へ先達書本七月十日に先は御使
ひ返書に先は牛下書本に先は御書に先は御書に
返書に先は御書に先は御書に先は御書に

一 七月五日伊勢守様へ陸軍公納の儀に先は御書に
先は御書に先は御書に先は御書に

高島麦粉 一箱 彩卯 一曲
先は御書に先は御書に先は御書に

来より往き舟渡地を先は御書に

殿様八月廿日時止の儀に先は御書に先は御書に
先は御書に先は御書に先は御書に

中啓之御儀之御

光之公
中馬御書に先は御書に先は御書に

綱政云
中啓御書に先は御書に先は御書に

六田利尚

天保十己亥歲九月上旬走筆于之
追多の漢書

原中

福山義實之書也

